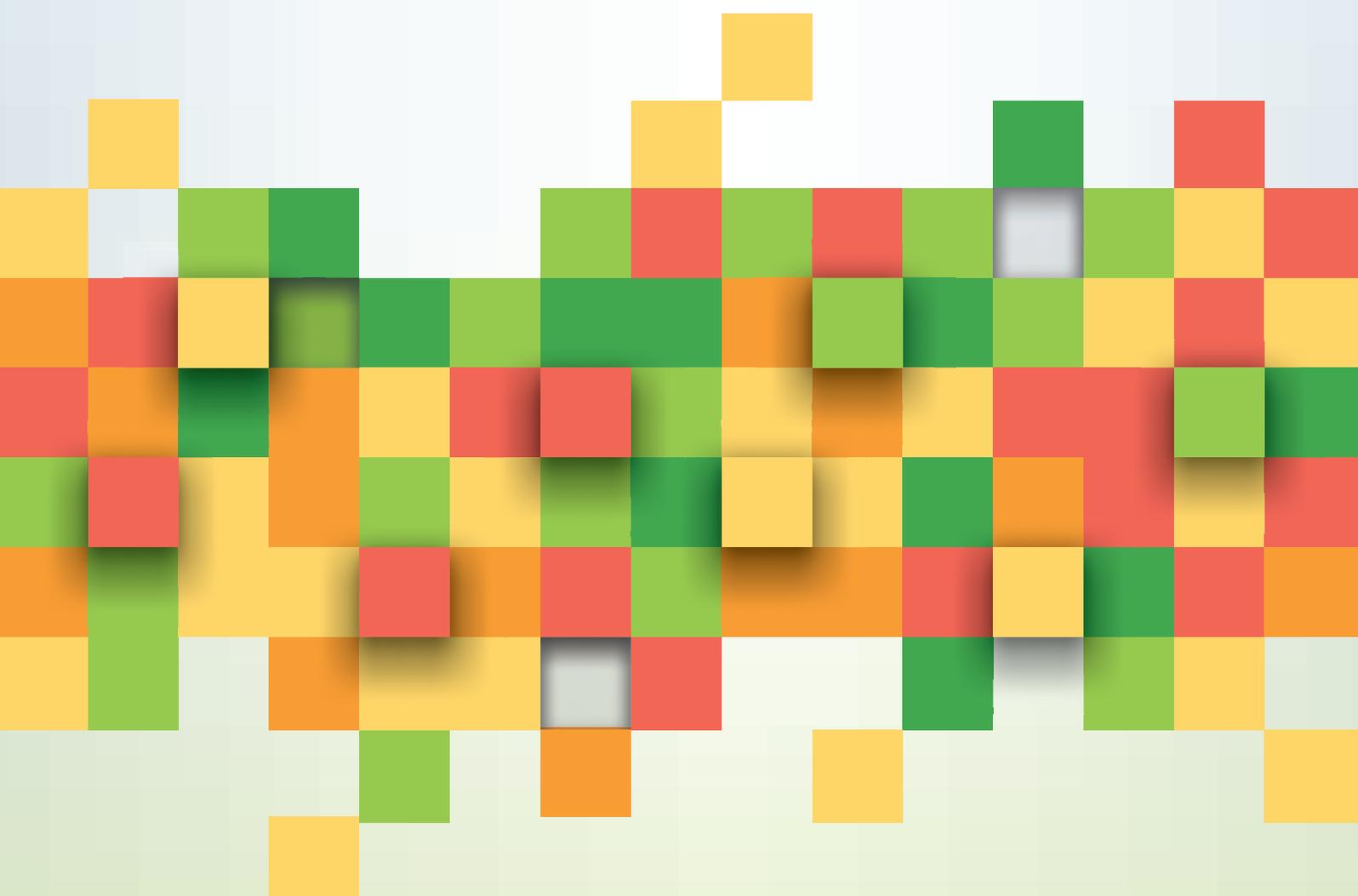


国税庁レポート 2020

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



国税庁

納税者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。また、日夜、最前線で新型コロナウイルス感染症の治療や看護に力を尽くされている医療関係者の皆様には心より感謝と敬意を表します。

これまで、政府を挙げて様々な取組が進められてきています。国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取扱うことや、納税が困難な方には、納税の猶予制度を御案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応しているところです。納税者の皆様には、引き続き、御不便をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

昨年は元号が改まり、平成から令和へと時代が移り変わりました。国税庁は、新たな時代にあっても、引き続き、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、より便利に、よりスムーズに申告や納税ができる納税環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。

また、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど、適正・公平な課税・徴収に努めます。

我が国は申告納税制度でありますので、税制や税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼が何よりも大切です。このため、税の意義・必要性及び税務行政の取組について広報したり、申告や納税に必要な情報の提供に努めることはもとより、e-TaxなどICTを活用した利便性の高い申告・納税手段の充実に取り組んでいます。

昨年10月に実施された消費税率の引上げと軽減税率制度については、その円滑な実施と定着に向け、区分経理に関する記帳指導や事業者向けの説明会の開催、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aの公表、パンフレットの配布などによる周知・広報や個別の相談等に丁寧に対応してきました。

多くの事業者の方が、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えています。

これまでの間、税理士会、関係民間団体や事業者団体など、多方面の方々の御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、本年1月から個人納税者の方の所得税の確定申告について、スマートフォン専用画面を利用できる対象者を広げるとともに、スマートフォンとマイナンバーカードを用いたe-Taxも可能となりました。

これにより、自宅からの申告がますます便利になりましたので、是非、ご利用いただきたいと思っております。

マイナンバー制度への取組については、制度を活用した行政事務の効率化を進めるとともに、納税者の皆様が確定申告を行う際に、控除証明書等のデータをマイナポータルから一括で入手し、確定申告書に自動入力を行うことで簡単にe-Taxができる仕組みなどの構築を進めています。

適正・公平な課税・徴収の実現への取組の面では、納税者の皆様の権利・利益の保護を図りつつ、大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行っています。

シェアリングエコノミーなどの新たな分野の経済活動に的確に対応していくための取組や、ICT化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析などにより適正課税の確保に努めています。

近年の経済活動の一層のグローバル化を背景に、個人・企業による海外への資産移転等が増加する中、国際的な租税回避行為や海外への資産隠しに対する国民の関心が高まっており、国際的に大きな課題となっています。

このため国税庁は、外国当局との協調等に取り組むとともに、情報収集・活用の強化や執行体制の整備・拡充を図り、積極的に調査等を行っております。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

国税庁に課された使命は重大であります。この使命を今後とも着実に果たしていくために、将来の経済社会の在り方を十分に見据えながら、不断に業務改革を推進し、組織を進化すべく様々な課題に取り組んでまいりたいと考えています。

この「国税庁レポート2020」が税務行政に対する皆様の御理解を深める一助になれば幸いです。

令和2(2020)年6月

国税庁長官

星野次考

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

1 国税庁の任務と使命.....	5	(6) 政策評価と税務行政の改善.....	8
2 税務行政の運営の考え方.....	7	コラム1 「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」	8
(1) 納税者サービスの充実.....	7	3 国税組織の概要.....	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実.....	7	(1) 国の収入と税.....	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済.....	7	(2) 国税庁の予算と定員.....	9
(4) 酒税行政の適正な運営.....	7	(3) 国税組織の機構.....	10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保.....	8		

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組 11

1 情報提供等.....	11	4 納付手段の多様化.....	26
(1) ホームページによる情報提供.....	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組.....	27
(2) 租税教育.....	13	(1) マイナンバー制度の概要.....	27
(3) 講演会.....	14	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応.....	27
(4) 説明会.....	14	(3) マイナンバーカードの普及促進.....	28
(5) 税務相談.....	15	(4) 法人番号の付番機関としての対応.....	29
コラム2 税務相談チャットボットを導入します.....	16	6 行政サービスのデジタル化の推進.....	30
(6) 事前照会.....	17	7 適正な源泉徴収制度の運営.....	32
コラム3 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応.....	18	8 消費税法改正への対応.....	32
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム).....	20	(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式.....	32
コラム4 e-Taxの利便性向上を図ります.....	21	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組.....	33
コラム5 大法人はe-Taxによる申告が必要となりました.....	22	コラム6 事業承継税制への対応.....	34
3 確定申告.....	23	9 関係民間団体との協調.....	35
(1) ICTを利用した申告の推進.....	23		
(2) 多様な納税者ニーズへの対応.....	25		

III 適正・公平な課税・徴収 36

1 適正・公平な課税の推進.....	36	3 国際的な取引への対応.....	44
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項.....	36	(1) 背景.....	44
(2) 調査以外の手法の活用.....	38	(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組.....	44
(3) 資料情報.....	39	① 情報リソースの充実.....	44
(4) 査察.....	39	② 調査マンパワーの充実.....	48
2 確実な税金の納付.....	41	③ グローバルネットワークの強化.....	48
(1) 自主納付態勢の確立.....	41	(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等.....	50
(2) 滞納の整理促進への取組.....	41	4 各国税務当局との協力.....	51
(3) 集中電話催告センター室.....	43	(1) 開発途上国に対する技術協力.....	51
(4) インターネット公売.....	43	コラム7 OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査	
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理.....	44	アカデミー.....	53
		(2) 国際会議への参加.....	53

IV 権利救済

54

- (1) 再調査の請求 55
 - (2) 審査請求 55
 - (3) 訴訟 55
 - (4) 権利救済の状況 56
- コラム8** 国税不服審判所設立50周年
～半世紀 変わらぬ使命 これからも～ 57

V 酒類行政

58

- 1 酒類業界の状況 58
 - (1) 国内市場の状況 58
 - (2) 日本産酒類の輸出の状況 59
 - 2 国税庁の取組 59
 - (1) 海外需要の開拓 59
 - (2) ブランド化の推進 61
- コラム9** 日本酒のグローバルなブランド戦略に関する
検討会 中間とりまとめ 63
- (3) 技術支援 64
 - (4) 中小企業対策 65
 - (5) 沖縄振興 65
 - (6) 酒類の公正な取引環境の整備 66
 - (7) 社会的要請への対応 66

VI 税理士業務の適正な運営の確保

68

- 1 税理士の業務と役割 68
- 2 税理士会等との連絡協調 68
 - (1) 書面添付制度の推進 68
- 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 69
 - (2) e-Taxの利用促進 69

VII 政策評価の実施

70

VIII 資料編

72

- 租税収入・予算 72
- 申告・課税状況 72
- 調査状況 73
- 国際課税 74
- 滞納状況 74
- 査察 74
- 権利救済 75
- 税務相談 75

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性を配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- イ 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ロ 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ハ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- イ 適正・公平な課税を実現するため、
 - (イ) 関係法令を適正に適用する。
 - (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ロ 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- イ 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ロ 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ハ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ニ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ホ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- イ 納税者に対して誠実に対応する。
- ロ 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ハ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICT（Information and Communication Technology）を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。

(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた確かな人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分には当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況が良好で一定の条件を満たした大企業については次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組みます。

- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示(GI)の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や酒類の安全性の確保等に取り組みます。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、酒類の取引状況等実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応え、20歳未満の者への酒類販売の禁止や酒類容器の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

コラム

「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」

国税庁では、今後とも納税者の皆様の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要との考えの下、平成29(2017)年6月に、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表しました。

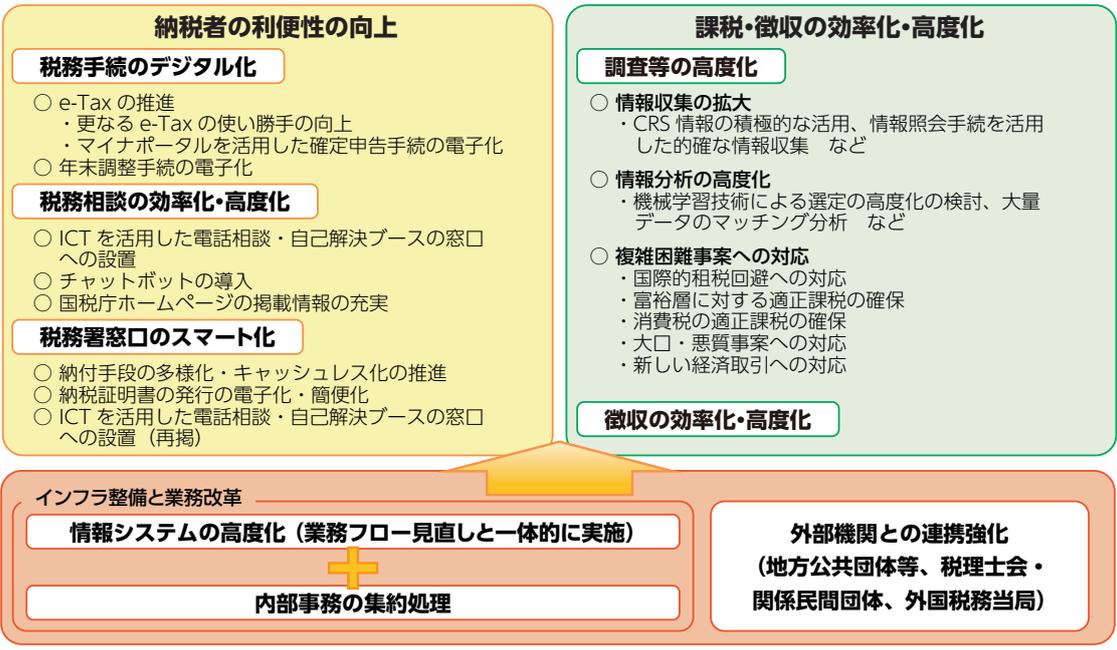
令和元(2019)年6月には、「将来像」公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した取組の紹介に加え、施策のイメージが具体化したものを、「『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」として公表しました。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>)をご覧ください。

スマート税務行政の実現に向けて

令和元(2019)年6月

「税務行政の将来像(平成29(2017)年6月)」の公表から令和元(2019)年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。



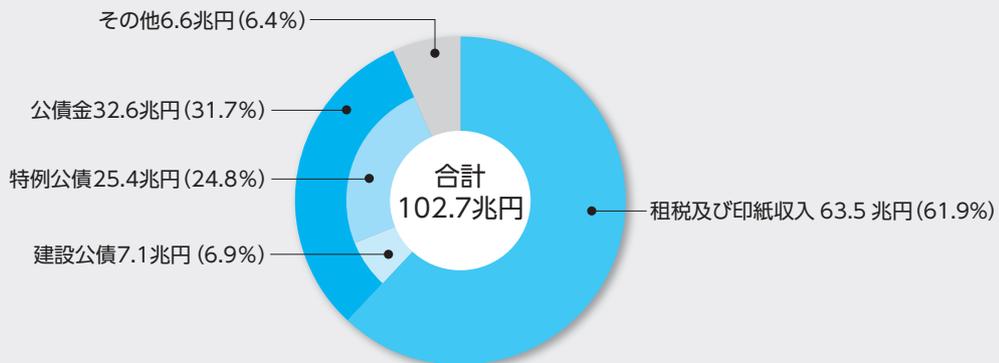
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

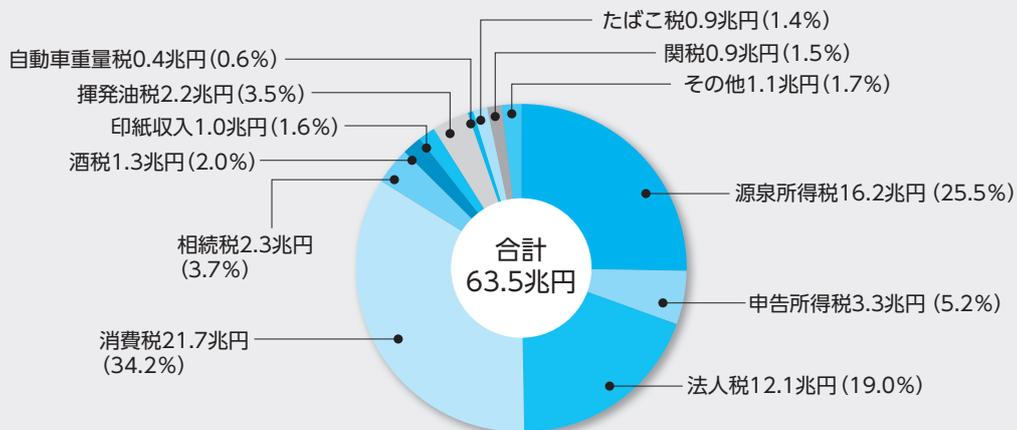
令和2(2020)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間102兆6,580億円です。そのうち63兆5,130億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入(令和2(2020)年度一般会計歳入(当初予算))



<租税及び印紙収入の内訳>



※1 令和2(2020)年度一般会計歳入には、臨時・特別の措置を含みます。

※2 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※3 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

※4 国の支出については、財務省ホームページ「日本の財政を考える」(<https://www.mof.go.jp/zaisei/index.htm>)をご覧ください。

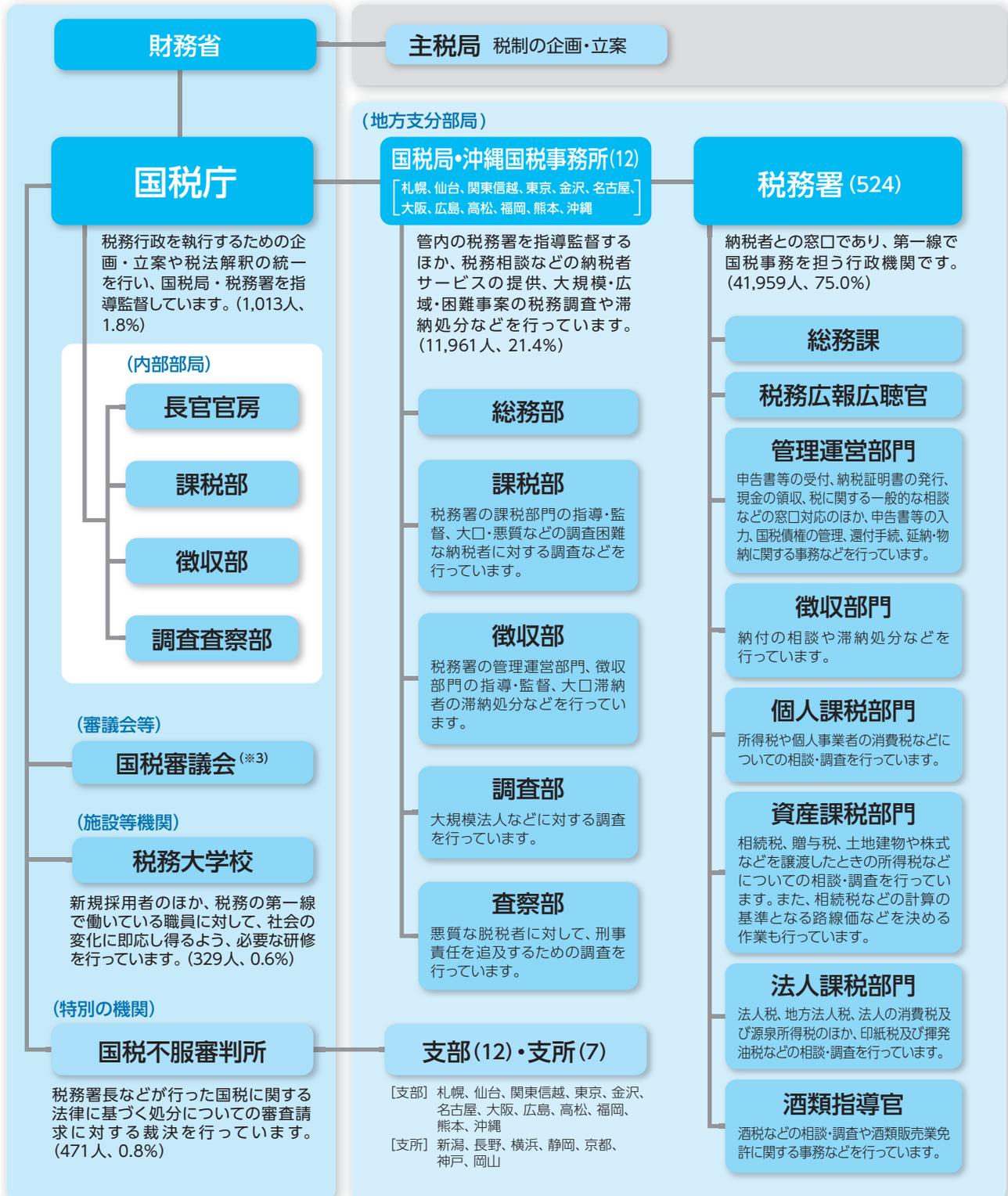
(2) 国税庁の予算と定員

令和2(2020)年度の国税庁関係当初予算額は7,194億円で、人件費は5,621億円、一般経費は1,572億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元(1989)年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成9(1997)年度に平成元(1989)年度以降のピークを迎え5万7,202人となりましたが、令和2(2020)年度は5万5,953人となっています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。^(※1, 2)



※1 各部署の人数、%は、令和2(2020)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,953人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこと（いわゆる「税務コンプライアンス¹⁾」）が必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています（令和元(2019)年度アクセス件数3億3,422万件）。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間は「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、高齢者や視覚に障害のある方の利便性にも配慮しています。

また、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能（レスポンシブWebデザイン）により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

なお、携帯電話（いわゆるガラケー）でもご利用できるよう、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)をご用意しています。

1 「税務コンプライアンス」とは、税務について経営責任者が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和2(2020)年6月現在のものです。



1 サイト内検索
 国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ
 高齢者や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション
 各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ
 災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 新着情報
 新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 注目ワード
 よく検索されているワードや、注目してもらいたい情報に関するワードを表示

7 分野別メニュー
 アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 税務署を検索
 郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 SNS等
 国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 パナー
 時節に応じて発信するコンテンツをパナー形式で表示

11 サイトマップ
 国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について
 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組
 適正・公平な課税・徴収
 権利救済
 酒類行政
 税理士業務の適正な運営の確保
 政策評価の実施
 資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県などに設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

なお、税に関する作文については、例年多くの応募をいただいております。優秀賞の表彰や作文朗読会等を実施しています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育¹の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



作文朗読会の模様

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成30年度	令和元年度
職員	9,203人	8,770人
職員以外	34,133人	35,297人
合計	43,336人	44,067人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成30年度	令和元年度
高校生	219,163編	214,421編
中学生	593,795編	578,204編

1 「主権者教育」とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることです。

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。今年のテーマは「暮らしの変化と税」と題して、令和元(2019)年10月1日から令和2(2020)年9月29日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>)をご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 講演会の開催回数

	平成29年度	平成30年度
開催回数	1,993回	2,002回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成29事務年度	平成30事務年度
開催回数	25,939回	46,750回
参加人員	1,105千人	1,772千人

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

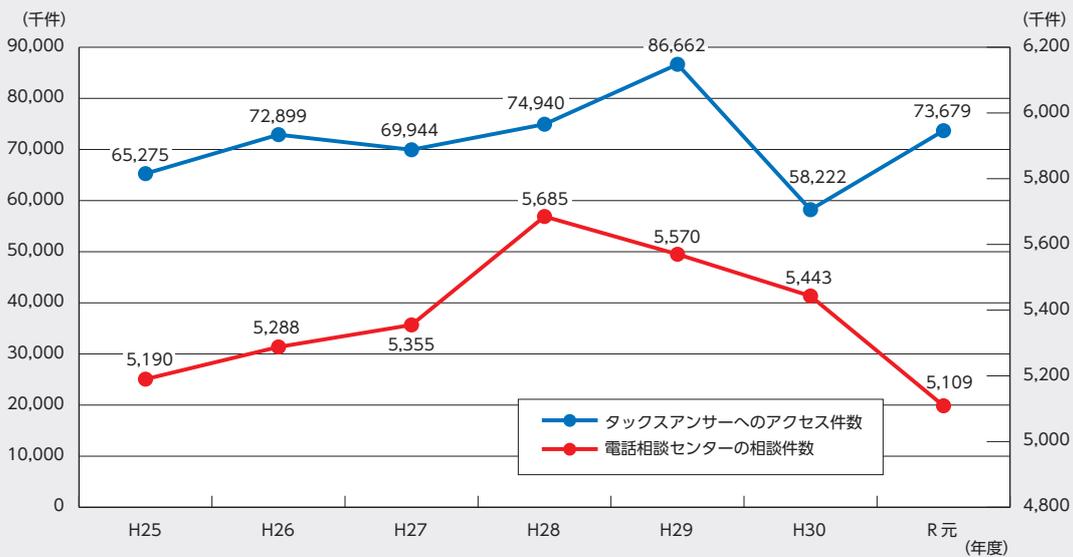
国税に関する一般的な質問・相談は、各国税局に設置する電話相談センターにおいて、国税局の職員が集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も受け付けています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)により情報提供を行っています。



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談をお受けしています。

なお、面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

税務相談チャットボットを導入します

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を令和2(2020)年度中に国税庁ホームページに導入する予定です。

1 チャットボットとは

「チャットボット」とは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉でAI（人工知能）を活用した会話プログラムをいいます。税に関する質問をメニューから選択するか、自由に文字入力することにより、AIを活用して自動回答します。

2 税務相談チャットボットを利用いただく

税務相談チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を日時によらず気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

3 使いやすく便利に

令和2(2020)年1月から国税庁ホームページに税務相談チャットボットを試験的に導入しました。利用者の方からいただいたご意見・ご感想やAIの学習を通じて、より使いやすく便利に改善し、令和2(2020)年度中に国税庁ホームページに導入する予定です。

■税務相談チャットボットのイメージ

チャットボットのキャラクター
「税務職員ふたば」がお答えします。



(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

この事前照会のうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>)において公表しています。

また、文書による回答事例のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成30年度	令和元年度
受付件数	133件	115件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成30年度末	令和元年度末
掲載件数	1,953件	1,968件

被災した納税者などへの対応

令和元年東日本台風により被害を受けた地域を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

また、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税等の確定申告の申告・納付期限を一括延長した上で、延長された期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らずに柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への納税猶予制度の案内をしています。詳しくは、コラム3(18ページ)をご覧ください。

災害などにより被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談などの対応を行います。

災害により被害を受けた場合の主な制度

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免除により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置などの周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置(手続)などについては、災害発生後速やかに、パンフレットや国税庁ホームページ、Twitterなどを通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細や上記以外の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和2年5月15日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われているところです。

国税庁においては、納税者が多く来署する所得税等の確定申告期間を含め、納税者の方々が不安に思うことなく申告・納税手続等を行っていただけるよう、感染拡大防止に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行っています。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、相談に対応する職員に対して手洗い・うがい・マスク着用を徹底させるとともに、申告会場の小まめな換気や、会場内のパソコンや筆記具など来場者が触れる備品の消毒、パソコンの間隔を広げて申告相談を行うなど、感染拡大防止に万全を期してきました。また、来場される方に対しても、咳・発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方の相談を御遠慮いただくとともに、確定申告会場に入場された際には、手洗い・マスクの着用・アルコール消毒液の利用などの感染予防への協力をお願いしてきました。

また、政府の方針を踏まえ、令和2(2020)年2月27日に、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を同年4月16日(木)まで延長することを公表するとともに、その後の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、同年4月6日に、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることを公表しました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月15日、消費税については同年5月19日にそれぞれ延長しました。

新型コロナウイルス感染症関連情報

重要なお知らせ

- ◆納税が困難な方へ [▲とじる](#)
- （個人・法人共通）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ（納税の滞り制度があります）
 - ・国税局予約相談センターのご案内
- ◆申告・納付期限の延長 [▲とじる](#)
- （個人の方へ）
 - ・4月17日（金）以降の申告・納付の対応について
 - ・「申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/779KB）
 - ・「相続税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/730KB）
- （法人の方へ）
 - ・「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/683KB）
- ◆酒類事業者の方へ [▲とじる](#)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
- ◆緊急経済対策における税制上の措置 [▲とじる](#)
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」について

特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（詳しくはこちら）

郵送やインターネットで
申請できます

納税の滞り、納税証明書など

注目ワード

- ・ 税理士試験の受験票
- ・ 税理士試験受験申し込み
- ・ 税理士試験の実施
- ・ 料飲店等酒類免許
- ・ 申告・納付期限の延長
- ・ 納税が困難な方へ
- ・ 所得税の確定申告
- ・ e-Tax
- ・ 非常勤税務員の募集
- ・ 医療費控除
- ・ 消費税の軽減税率
- ・ 災害関連情報
- ・ 不審な電話にご注意を

税務署を検索

郵便番号から税務署を検索
(半角数字)

検索

2 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記1の延長の対象ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長が認められます。

3 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

さらに、緊急経済対策における税制上の措置(下記4参照)として、令和2(2020)年2月から令和3(2021)年1月末までに納期限が到来する国税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、1年間、国税の納付を猶予し、延滞税も免除するとともに、担保の提供も不要とする措置(納税の猶予の特例)が講じられました。

これらの猶予制度の適用に当たっては、納税者からの問合せや相談を待つだけでなく、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知、新聞広告やテレビ

CMによる広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

4 緊急経済対策における税制上の措置に関する取組

政府は、新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしました(令和2(2020)年4月30日施行)。

なお、緊急経済対策における税制上の措置については、リーフレットなどを配付して周知を行っています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>)をご覧ください。

上記1～4の取扱いについては、よくある質問(FAQ)にまとめて、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>)に掲載して、周知を行っています。

5 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施しました。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基因して、飲食店等が酒類のテイクアウト販売により資金確保を図る観点から酒類小売業免許を取得しようとする場合については、迅速かつ簡素な手続で期限付(6か月)の酒類小売業免許を付与することとしました(令和2(2020)年4月9日)。
- (2) 手指消毒用エタノールの需給がひっ迫している状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図りました。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとしました(令和2(2020)年4月21日)。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行っています。

- (3) 令和2(2020)年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととしました。

また、感染症拡大の収束した後は、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)や、日本産酒類の輸出回復・拡大のための商談・プロモーション、ブランド化、酒蔵ツーリズムの支援に取り組むこととしています。

こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>)をご覧ください。

6 税務大学校の取組

内閣官房(内閣官房副長官補事態対処・危機管理担当)の要請に基づき、税務大学校和光校舎(埼玉県和光市)の学寮を貸与し、令和2(2020)年2月1日から同年3月16日までの間、中華人民共和国湖北省武漢市から日本政府が用意したチャーター便で帰国した方やクルーズ船を下船した乗客乗員の健康観察期間中の宿泊施設として受け入れを行いました。

なお、全員が退去された後、学寮内の消毒・清掃作業を終了して返還を受けました。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

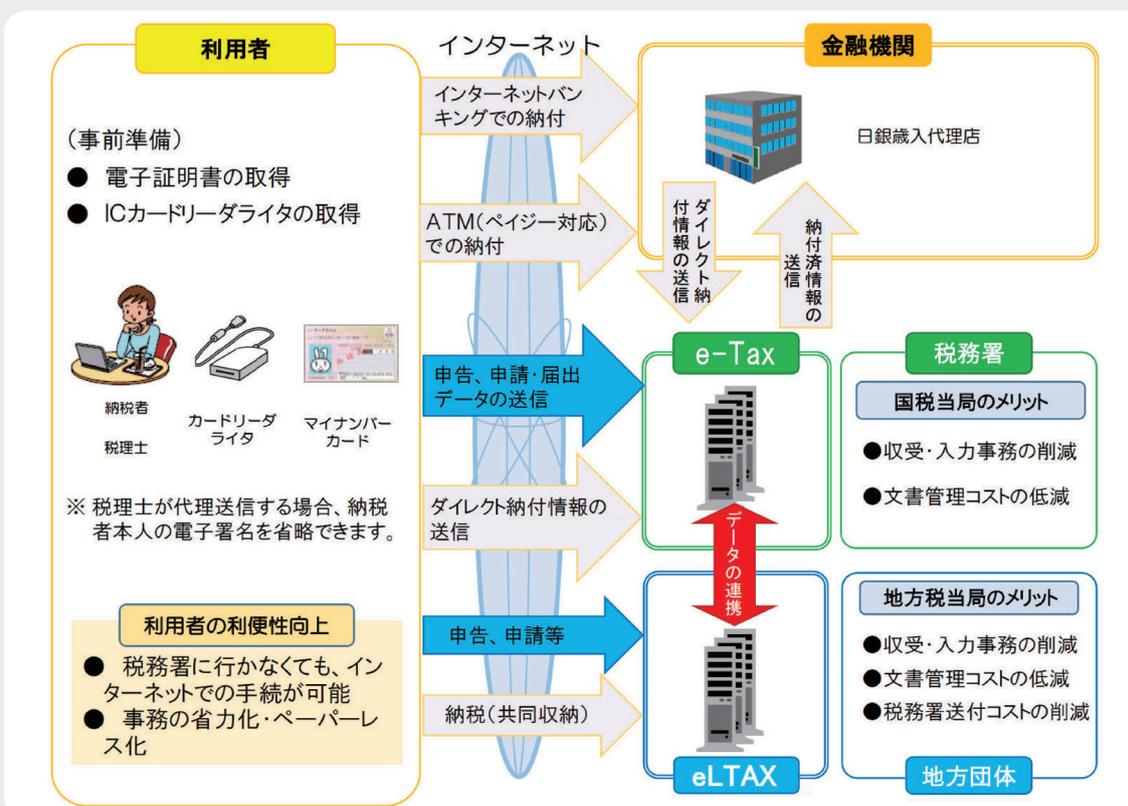
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy)¹ 対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。また、e-Taxで提出された所得税申告書（決算書や明細書も含みます。）のデータについては、地方公共団体に送信していますので、国税当局だけではなく、地方公共団体の事務の効率化にも寄与しているところです。

このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要



¹ 「ペイジー (Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

■ e-Taxの利用件数



コラム
4

e-Taxの利便性向上を図ります

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策を導入しています。

1 法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上

法人税の申告手続においては、「大法人の電子申告義務化」(コラム5参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を図りました。

(1) データ形式の柔軟化【令和元(2019)年5月以降順次実施】

法人税申告書別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書及び財務諸表について、CSV¹形式による提出を可能としました。

(2) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要としました。

※法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上策はほかにもあります。各項目の詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>)をご覧ください。

2 相続税申告のe-Tax対応【令和元(2019)年10月実施】

相続税申告について、e-Taxでの提出を可能としました。

3 e-Taxでの送信可能な添付書類の範囲の拡大【令和元(2019)年10月実施】

従来、e-Taxで送信できる添付書類は法令に規定されているものに限定していましたが、相続税申告、贈与税申告、申請・届出等(法人税関係)については、法令上提出する必要がある書類に加え、税務署から提出をお願いしている書類についても、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能としました^(※)。

※イメージデータによる提出が可能な主な添付書類の名称などについては、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm#Link3>)をご覧ください。

1 CSV(Comma Separated Value)とは、エクセル等の表計算ソフトから作成可能で、互換性の高いテキスト形式のファイルをいいます。

大法人はe-Taxによる申告が必要となりました

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要となります。

この観点から、令和2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度について、大法人(内国法人に限ります。)の申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備も併せて行います(大法人以外の法人の皆様も利用可能です。)

■ 制度の概要

1 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは

- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

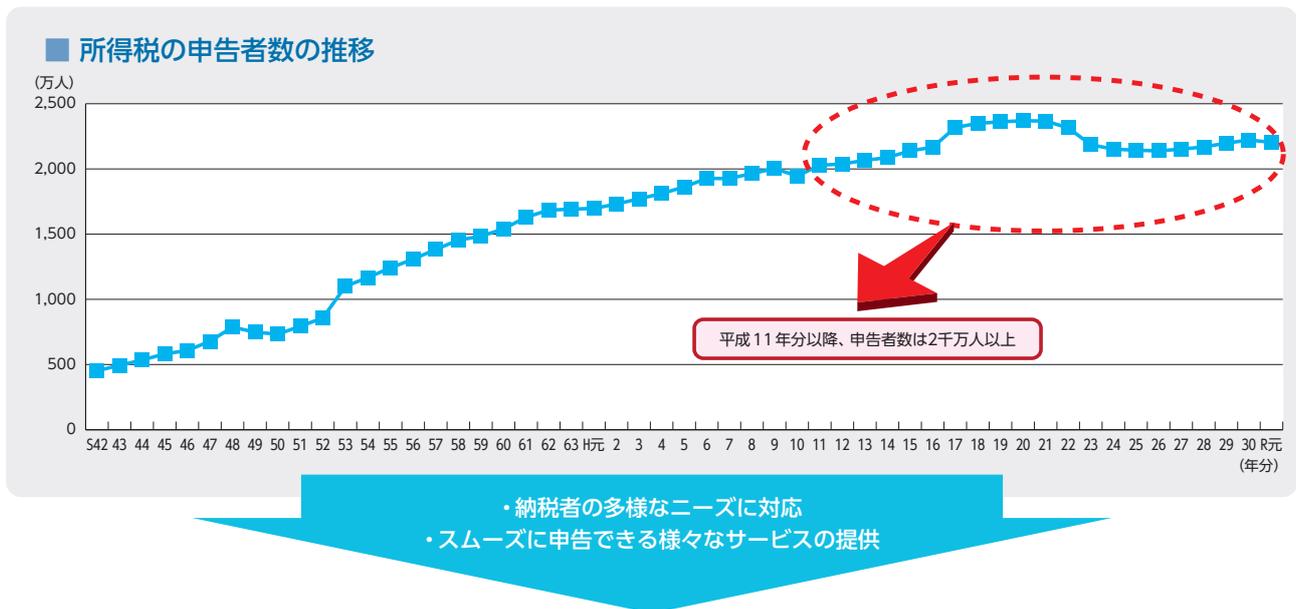
※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,204万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。

令和元(2019)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,204万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,303万人を超え、半数以上を占めています。

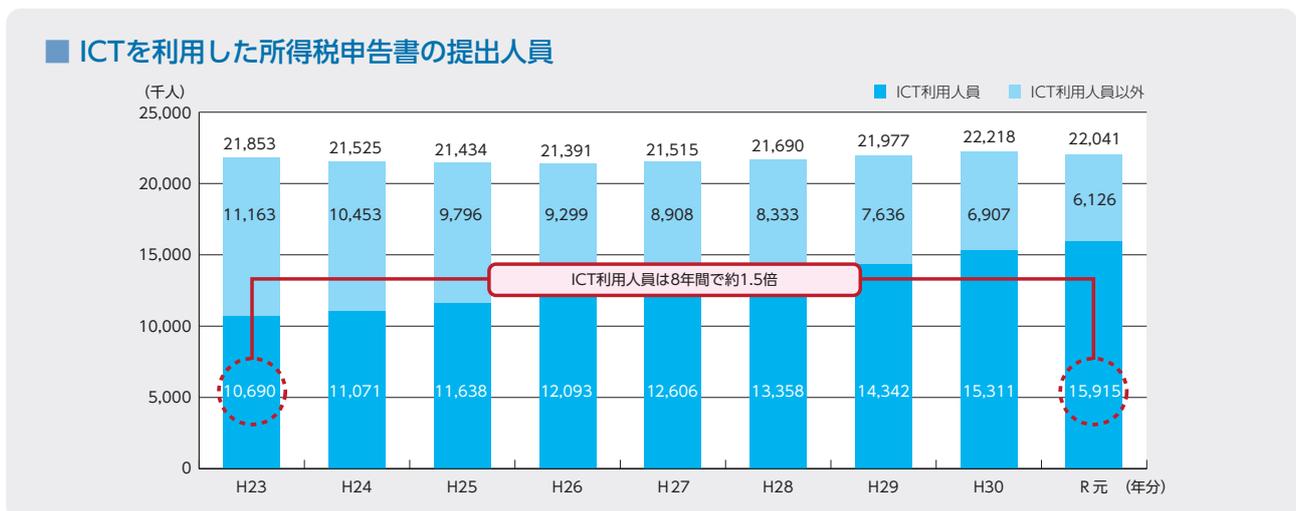


(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用したご自宅等からの申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



～「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンにも対応～

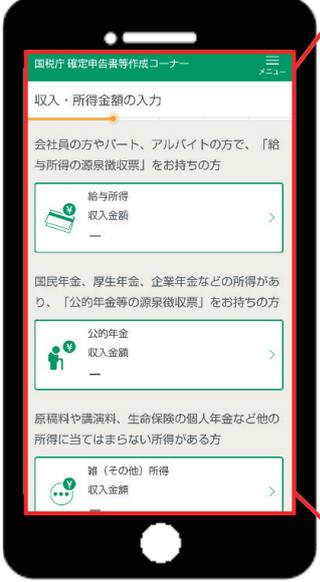
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

また、給与所得、雑所得、一時所得のある方はスマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができます。

なお、作成した申告データはそのままマイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxで送信できます。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

スマホ専用画面



国税庁 確定申告書等作成コーナー

収入・所得金額の入力

会社員の方やパート、アルバイトの方で、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得
収入金額

国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方

公的年金
収入金額

原稿料や講演料、生命保険の個人年金などの所得に当てはまらない所得がある方

雑（その他）所得
収入金額

スマホで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。

※スマホ専用画面は、令和元（2019）年分のみ利用可能です。

e-Taxで手続完結

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方も、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

○スマホ専用画面の利用対象者 ※下線部は令和元（2019）年分から追加した点

項目	令和元（2019）年分
収入	給与所得の全て（年末調整済1か所、 <u>年末調整未済</u> 、2か所以上の勤務先からの収入） 雑所得（年金収入、副業の収入など）、 <u>一時所得</u> （生命保険の一時金など）
所得控除	<u>全ての</u> 所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>

～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

令和元(2019)年分の確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,051万件と、全提出人員の約48%を占めています。

当コーナーで作成された1,051万件のうち、約108万件がスマートフォンで作成されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 平成30(2018)年分までは翌年3月末日まで、令和元(2019)年分は翌年4月末日までに提出された計数です。
 税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
 平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。
 平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜・祝日等開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日・祝日等に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

令和元(2019)年分の確定申告期においては、令和2(2020)年2月24日(月・休日)と3月1日(日)に実施し、約23万件的所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、税務署から地方公共団体にその情報が提供されるため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等のデータを相互に提供するなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 納付手段の多様化

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスによる納付手段や、QRコードを利用したコンビニ納付など、多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

さらに、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税も利用できます。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、令和2（2020）年3月末現在、426の金融機関で利用できます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税

ペイジー（Pay-easy）に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。インターネットバンキングなどを利用した電子納税を行うためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付

クレジットカード納付は、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して、専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）において、納付に必要な情報を入力することにより、納付する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

コンビニ納付

スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

また、所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

なお、コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

（注）「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続が簡単に

3. 行政の効率化 手続を無駄なく正確に



(出典：内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>))

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。

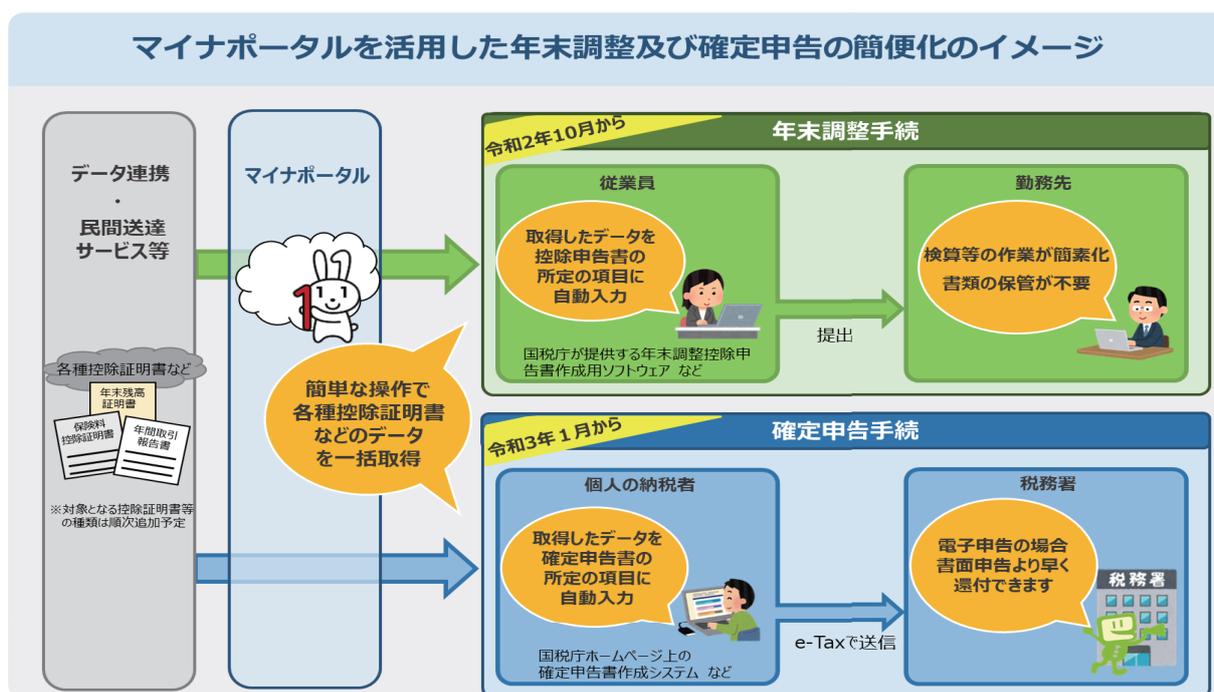
マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイト(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)を設けてFAQなどを掲載しているほか、新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、申告手続きにおける住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された皆様には、平成31(2019)年1月から、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告等に係る情報や還付申告の処理状況などを確認できるようになりました。

また、年末調整・確定申告手続きをより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書への自動入力ができる仕組みの準備を進めています。



～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、各人ごとの法定調書データの集約やそのデータと申告書とのチェックが、より正確かつ効率的に行えるようになり、また、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

(3) マイナンバーカードの普及促進

政府全体の方針である「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元(2019)年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、確定申告会場だけでなく税を考る週間など様々な機会において、地方公共団体と協力し「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組んでいます。

¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

また、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報（(i) 商号又は名称、(ii) 本店又は主たる事務所の所在地及び (iii) 法人番号）を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) において公表しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出るにより番号指定を受けることが可能です。

～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用することができるため、関係府省と連携を図り、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。

デジタル化・ネットワーク化が進展している中、法人が活用しやすくなるよう、平成30(2018)年4月から商号又は名称のフリガナの公表を開始したほか、提供データの信頼性向上のため、同年12月に、登記上の本店所在地が区画整理などで既に廃止されており、現在では存在しない住所表記となっていることが確認できた法人を検索対象から除外する機能を追加しました。

また、法人等の基本3情報の公表については、これまで、法人番号を指定した法人に対して法人番号を通知した後に行っていましたが、令和2(2020)年1月から、法人番号を指定した後速やかに行うこととなりました。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

国税庁は、平成27(2015)年、国連及び国際標準化機構(ISO)に当庁を発番機関として登録し、「発番機関コード」を取得しました。発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際取引においても、唯一無二性をもつ無償の企業コードとして利用することができます。

また、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29(2017)年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>) を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

¹ Web-API(Application Programming Interface)とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

6 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

政府全体の取組として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が令和元(2019)年6月に閣議決定され、更に、デジタル技術を活用した行政の推進についての取組を明記した「デジタル・ガバメント実行計画」が令和元(2019)年12月に閣議決定されました。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会のICT化・グローバル化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした各種計画や環境変化を踏まえ、国税庁においては、国民・事業者の目線に立ち、利用者の負担軽減や行政運営の効率化・高度化を図るための業務改革(BPR)²を推進することとしています。

具体的には、手続のオンライン化や添付書類の省略を推進するとともに、「企業が行う従業員の社会保険・税手続」や「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化³などについて、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとして、その実現に向けた検討を進めています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

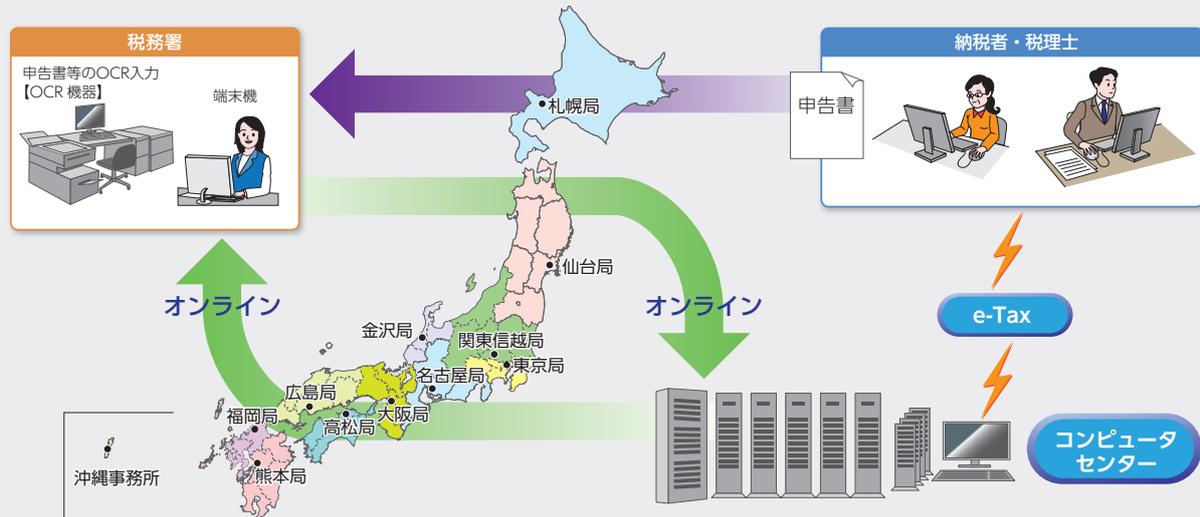
なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)⁴を構築し、平成19(2007)年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001⁵に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムのデータを保有するコンピュータセンターについても、同認証を取得しました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。
 2 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、[BPR]とは、Business Process Re-engineeringの略です。
 3 「企業が行う従業員の社会保険・税手続」のオンライン・ワンストップ化とは、マイナポータルを通じて、これまで行政機関ごとに提出が必要だった従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う企業(雇用主)が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を図る取組です。将来的には、企業がクラウドサービスを活用して行政機関に対する各種情報の提出を可能とする仕組みの構築を目指すこととされています。
 「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化とは、法人設立の際に利用者が、マイナポータルを活用して、これまで行政機関ごとに提出が必要だった各種手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す取組のことです。
 4 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。
 5 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



システムの高度化(新たなシステムの構築)

税務行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、国税庁が平成29(2017)年6月に公表した「税務行政の将来像」において目指すスマート税務行政や政府全体として取り組んでいる「デジタル・ガバメント」の実現に向けては、国税事務の基幹システムである国税総合管理 (KSK) システムなど、税務行政に関するシステムの高度化が不可欠です。このため、現在、令和8(2026)年度中の本格的稼働を目指して、新たなシステムの開発に着手しています。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的な情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、周知・広報や相談への対応に取り組んでいます。

イ 軽減税率制度の概要

令和元(2019)年10月の消費税率10%への引上げと同時に、日々の生活における負担を減らすため、飲食料品（お酒・外食を除きます。）の販売などに係る税率については、8%とする消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

■ 税率及び対象品目

消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
軽減税率対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

ロ 適格請求書等保存方式の概要

令和5(2023)年10月からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則、帳簿及び「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの請求書等の保存が必要となります。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール

令和元(2019)年10月1日

令和5(2023)年10月1日



(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 転嫁に関する相談等への対応や酒類業者に対する指導等の実施 ～

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。

このため、事業者の方々が円滑かつ適正に消費税を価格に転嫁できることが重要であり、国税庁において、次のような取組を行っています。

- 各税務署の窓口（改正消費税相談コーナー）や電話相談センターにおいて、消費税の転嫁に関する相談・情報受付等に対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に関する相談・情報受付等に対応するほか、転嫁を拒否する行為等に対する必要な指導等を実施

事業承継税制への対応

1 改正の概要

事業承継税制は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく都道府県知事の認定の下、会社又は個人事業の後継者が取得した非上場株式等又は事業用資産について、一定の要件の下、その贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等があった場合には、その納付が免除される制度です。

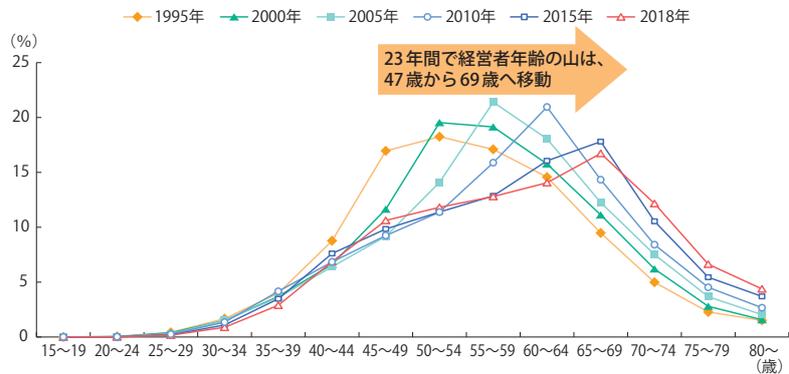
この事業承継税制については、中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中(参考)で集中的な代替わりを促す観点から、平成30(2018)年度税制改正では非上場株式等に係る制度について大幅な拡充が行われ、令和元(2019)年度税制改正では新たに個人の事業用資産を対象とする制度が創設されました。

【非上場株式等に係る事業承継税制の概要】



(参考) 中小企業の経営者の高齢化

2019年の中小企業白書によると、右のグラフのとおり、経営者年齢の高齢化が進んでおり、今後、年齢を理由に引退を迎える経営者が増えると予想される中で、地域社会ひいては日本経済を維持発展させるためには、新たな経営の担い手の参入や、有用な事業・経営資源を次世代に引き継ぐことが重要とされています。



2 主な取組事項

事業承継税制は、上記(参考)のとおり、中小企業の経営者の高齢化が進展する中で社会的関心が高まっていることから、制度の仕組みや申告手続について、納税者が正しく理解して申告・納付ができるよう、周知・広報などの各種の施策に取り組んでいます。

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに事業承継税制の関連情報を集約した「事業承継税制特集」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyoshokei/index.htm>)を設け、制度を分かりやすく解説したパンフレットや質疑応答事例など納税者の参考となる情報を掲載しています。

(2) 各種説明会・研修会への講師派遣

事業承継税制について、国税局・税務署では、関係民間団体等が開催する説明会・研修会への講師派遣の依頼に積極的に応じています。

平成30(2018)年4月から令和元(2019)年12月までの間に、国税局、税務署から、700回以上の講師派遣を行っています。

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,800の会があり、会員数は約58万人です(令和2(2020)年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<https://www.zenacirobr.jp>)をご覧ください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことを目的として結成された団体です。全国に481の会があり、会員数は約76万社です(令和元(2019)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。全国に487の団体があり、会員数は約9万1,000人社です(平成31(2019)年4月)。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<https://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約1万8,000の組合があります(平成31(2019)年3月)。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約14万人社です(平成31(2019)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<https://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H28	H29	H30
申告所得税		70	73	74
法人税		97	98	99
消費税		130	132	133
相続税		12	13	12

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H28	H29	H30
申告所得税		819	947	961
法人税		1,732	1,948	1,943
消費税		1,030	1,021	1,099
相続税		716	783	708

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上するとともに、架空の輸出売上げ(免税取引)を計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- ゲームアプリの配信を行っている国外事業者の消費税が無申告となっている事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

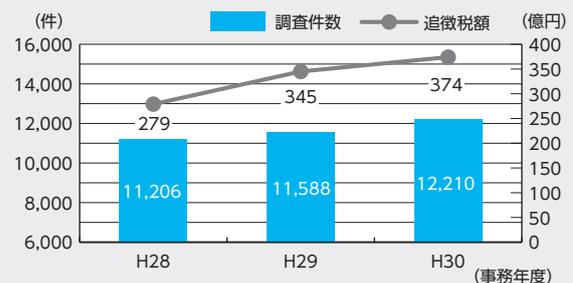
- 国外財産調書により、海外に不動産及び預金口座を保有していることを把握し、その不動産の賃貸料収入及び預金から発生した利子が漏れていた事実を把握
- 租税条約に基づく情報交換制度によって、海外法人に対する外注費を水増ししていた事実を把握

※ 上記の事例の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプラン―国際課税の取組の現状と今後の方向―」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入（アフィリエイト収入）に関して、給与と合わせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- 多額の利益が生じていることを認識しながら、作成していた書類を意図的に破棄し、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しております。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応について」(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf)をご覧ください。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、今回の調査時期を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>)に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成29(2017)年6月) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>) を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

なお、資料情報の収集に係る法制度が整備され、令和2(2020)年1月から施行されたことから、この仕組みを利用して資料情報の更なる充実に取り組んでいるところです。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和元(2019)年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案のほか、近年、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

特に、海外に不正資金を隠した国際事案で国外財産調書の不提出に係る罰則を初めて適用して告発したほか、インターネット広告会社、消費税還付コンサルティングにより多額の利益を得た税理士などの事案を告発しました。

◎ 令和元(2019)年度告発事例

国外財産調書不提出に係る罰則を初適用

売上代金を他人名義の預金口座に入金するなどして所得を隠し、多額の所得税を免れていたほか、売上代金が入金された国外預金について正当な理由なく国外財産調書を提出していなかったため、国外財産調書不提出に係る罰則を適用して告発しました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成30年度	166件	182件	121件	13,999百万円 (11,176百万円)	77百万円 (92百万円)
令和元年度	150件	165件	116件	11,985百万円 (9,276百万円)	73百万円 (80百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成30年度	内5 122件	内5 122件	100.0%	内2 7人	61百万円	14.3月	14百万円
令和元年度	内9 124件	内9 124件	100.0%	内4 5人	47百万円	15.5月	12百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和元(2019)年度に実刑判決が出された事例

悪質な脱税者に実刑判決

プロセッサ開発・製造・販売等を行う会社が、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を隠し、多額の法人税及び消費税を免れていた査察事件で、同社の元代表者に対し、詐欺罪との併合事件として、懲役5年の実刑判決が出されました。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅階段下のカバーに覆われた金庫の中から現金を発見



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約66.5兆円（年度内収納割合は98.9%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成30(2018)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約67兆2,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約66兆5,000億円となっており、その収納割合は98.9%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、納付の期限や納税資金の積立てに関する広報・周知を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

納期限の失念を防ぐとともに、計画的な納付を行っていただくため、振替納税やダイレクト納付を利用した予納などの多様な納付手段を導入し、積極的にご利用いただけるよう努めています。

また、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

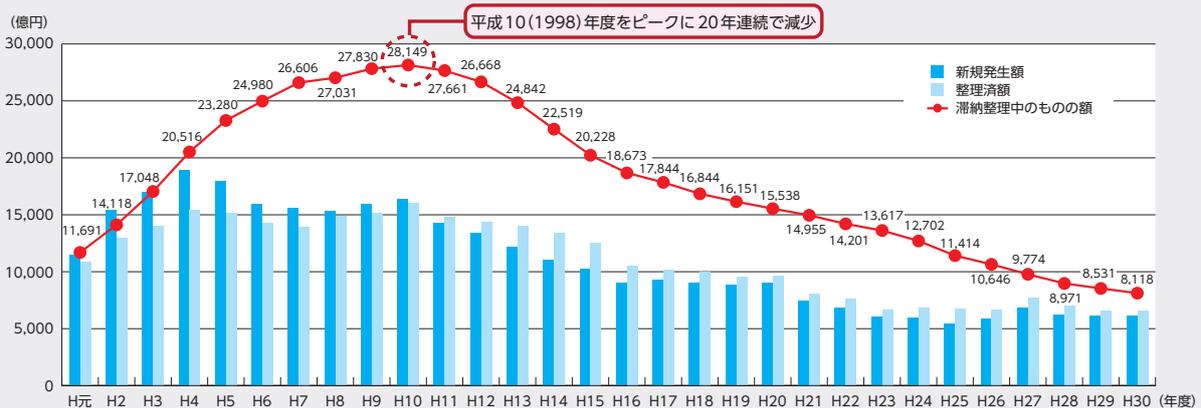
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の28.8%に～

平成30(2018)年度末の滞納整理中のものの額は8,118億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約8千億円と依然として高水準
 → 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

◎ 令和元(2019)年度告発事例

売掛金の振込先を変更することにより滞納処分を免れた事案を告発

滞納処分を免れる目的で、妻を名目上の代表取締役とする実体のない会社を設立して、滞納者の売掛金をこの会社の預金口座に振り込ませることにより財産を隠ぺいしました。

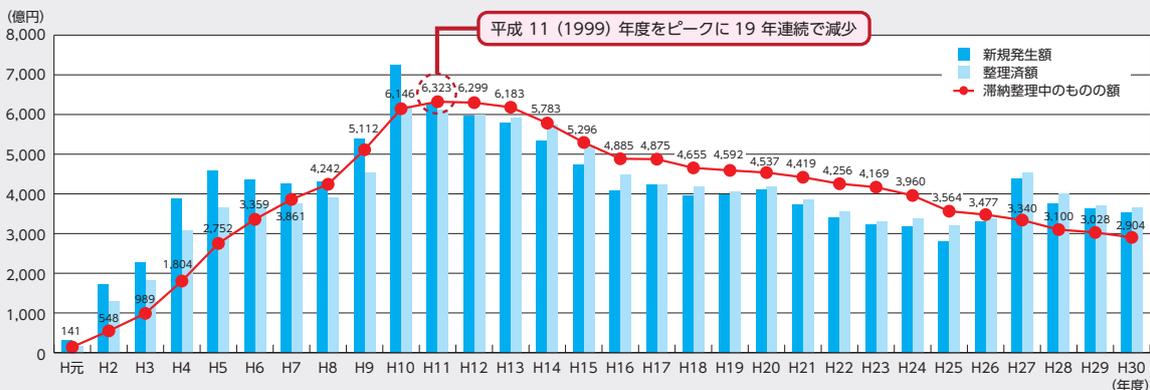
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

(3) 集中電話催告センター室

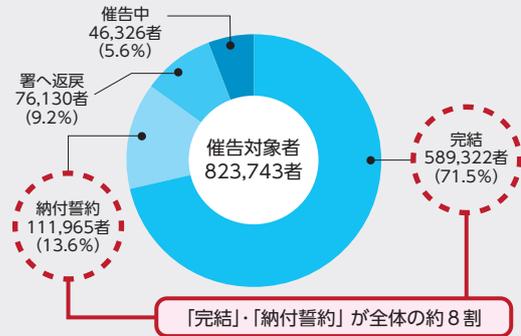
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌して、システムを活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、平成30(2018)年7月から令和元(2019)年6月末までの1年間で、催告対象約82万者のうち、約59万者(71.5%)が完結し、約11万者(13.6%)が納付誓約に至っています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成30(2018)年7月から令和元(2019)年6月末までに電話催告の対象となった823,743者のうち、完結に至ったのは589,322者となっています。



(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約2,200物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、公売を実施しています。

公売には、入札又は競り売り(オークション)による方法がありますが、このうち、民間のオークションサイトを利用した方法として、インターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

令和元(2019)年度は、6回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約1万人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約2,200物件が売却され、その売却総額は約4.6億円となっています。

■ 令和元(2019)年度にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務をシステムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,304万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外の財産を的確に把握 ～

国税庁では、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

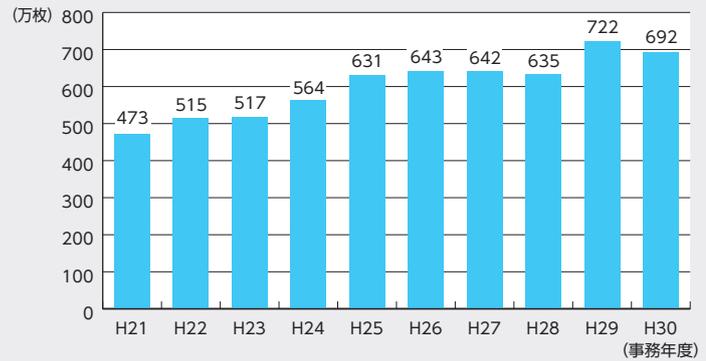
1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

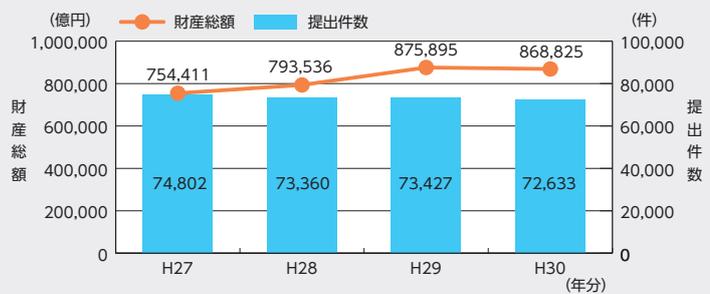
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産又は合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行)。

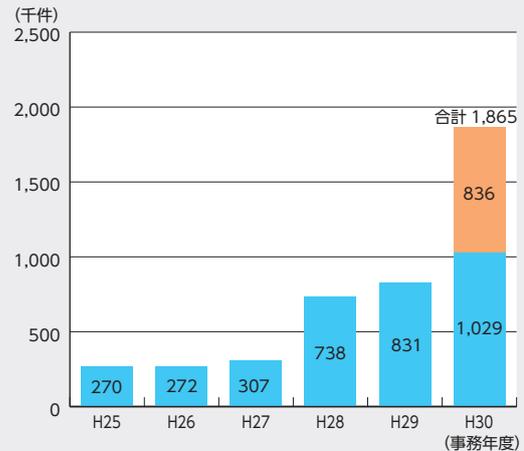
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、令和2(2020)年4月現在、76の租税条約等¹(136か国・地域)が発効しており、租税の賦課徴収に関連する情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



- ※1 情報交換件数は、各事務年度に收受した件数と発送した件数を合計したものです。
- ※2 平成30(2018)事務年度の数値には、CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数(836千件)を含みます。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。OECDが公表した情報によると、令和元(2019)年には、95の国・地域の税務当局が、CRSによる非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高等)の自動的情報交換を実施しました。

我が国も、平成30(2018)年から諸外国との情報交換を実施しています。国税庁としては、受領した情報について、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引の把握や解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	平成30年7月～令和元年6月		令和元年7月～令和元年11月		平成30年7月～令和元年6月		令和元年7月～令和元年11月	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	445,919	14	1,467,369	10	74,770	11	373,883
北米・中南米	15	41,995	19	96,288	9	6,261	11	33,523
欧州・NIS諸国	40	232,492	41	294,636	35	8,895	37	64,078
中東・アフリカ	8	24,580	11	32,747	4	229	5	2,173
合 計	74	744,986	85	1,891,040	58	90,155	64	473,657

1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、海外に預金口座を保有していることを把握し、その預金から発生した利子が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実が判明

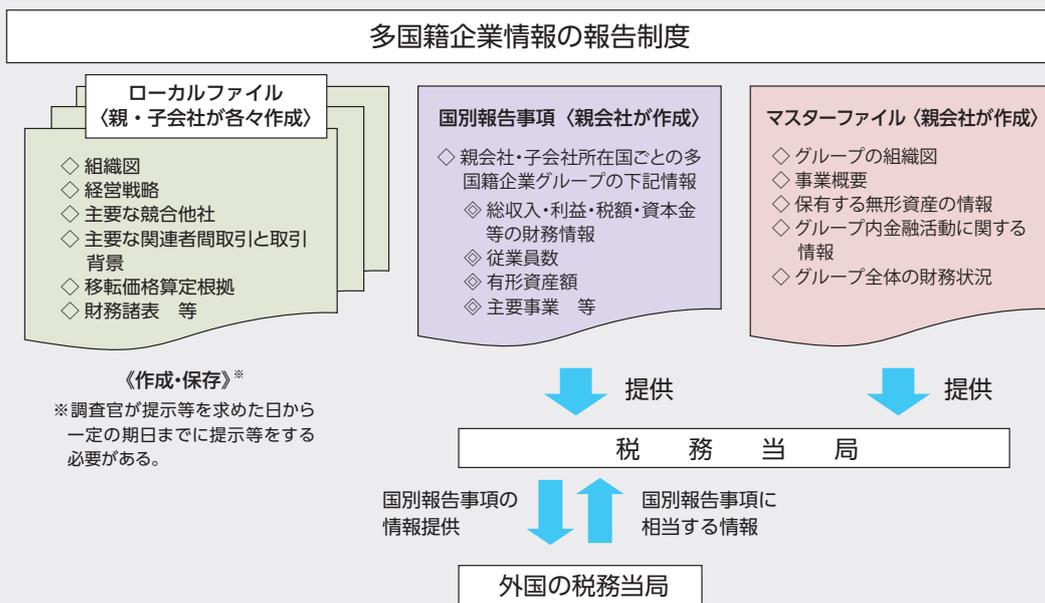
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(国別報告事項)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(事業概況報告事項(マスターファイル))及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(ローカルファイル)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、①国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、平成30(2018)事務年度において、42の国・地域の税務当局から2,100件の情報を入手する一方、51の国・地域の税務当局に831件の情報を提供しました。

また、③ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成29(2017)年7月から全国の国税局に設置されている重点管理富裕層プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm>)をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織され、令和2(2020)年4月現在、我が国を含む137の国・地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論なども行っています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、160の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

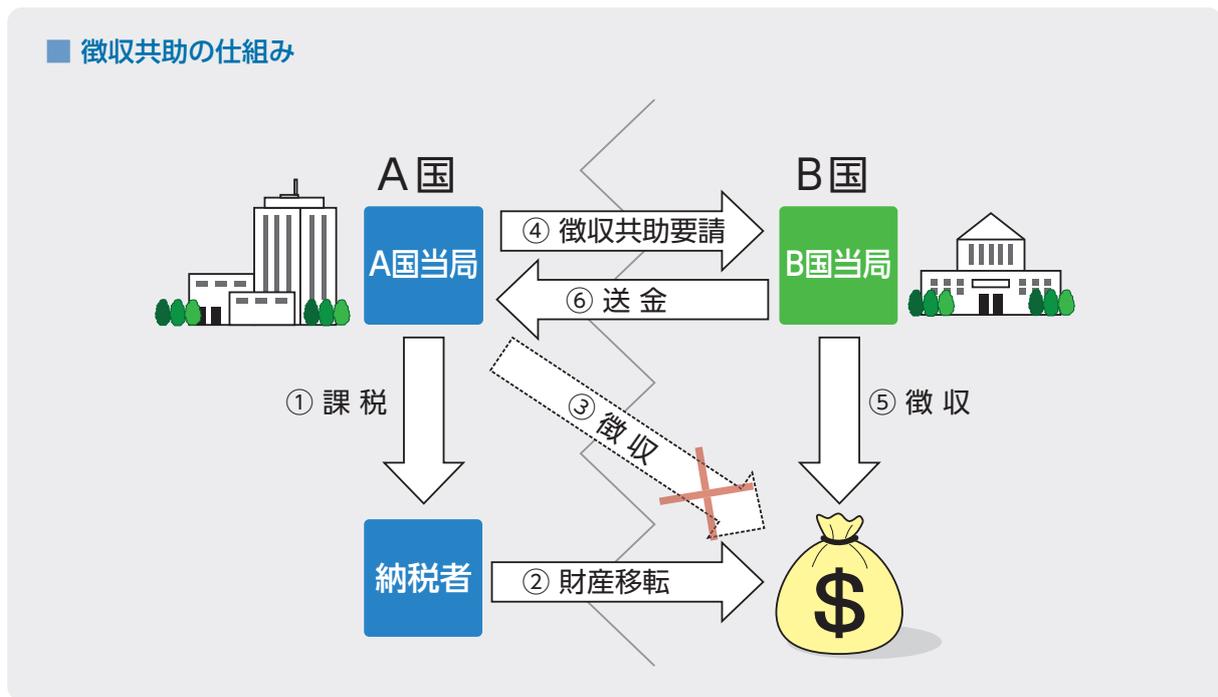
なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



ハ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議²を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制³の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認⁴に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁵。また、新興国に対しては積極的に技術協力を実施し、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識や優れた取組なども共有しています。

1 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め124の国・地域において発効しています(令和2(2020)年6月1日現在)。

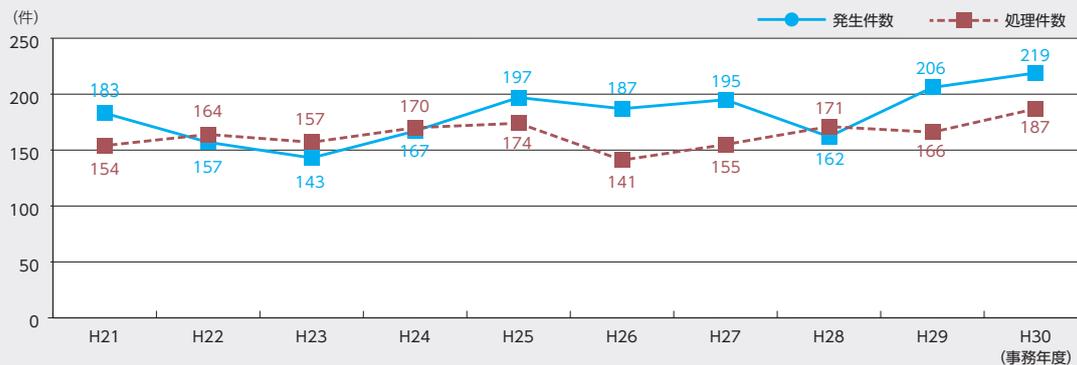
2 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

3 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

4 事前確認とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が確認を行うことです。

5 相互協議の担当者数は、平成21(2009)事務年度には31名でしたが、令和元(2019)事務年度は46名まで増加しています。また、平成30(2018)事務年度の協議回数・日数は38回・147日でした。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 家族名義により海外の金融機関で資産運用を行い、その資産運用益で得た所得について申告を行っていない事実を把握
- 外国法人からのコンサルティング報酬の振込先として海外口座を利用し、その報酬について申告を行っていない事実を把握

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解を深めてもらうことなどを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、国際課税、徴収事務、納税者サービスなどの分野について、職員を講師として派遣しています。令和元(2019)年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和元(2019)年度は、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、令和元(2019)年度は両コース合わせて、19か国から27名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。令和元(2019)年度は、インドネシア、ミャンマー、ラオスに対して実施しました(計32名が参加)。

(3) アジア国際課税研修

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。令和元(2019)年度は7か国(インドネシア、カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス)から7名が参加しました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和元(2019)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	16	15	15	14	16
	人数	16	15	15	14	16
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	9	8	9	9	11
	人数	9	10	9	9	11
国別税務行政研修	国数	3	4	4	6	3
	人数	56	96	79	86	32
アジア国際課税研修	国数	6	7	6	5	7
	人数	8	11	12	7	7
国税庁実務研修	国数	14	9	11	11	12
	人数	18	15	15	17	15

コラム
7

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対応する必要性が高まっていることから、OECDが中心となって、国税査察官をはじめとする各国の租税犯罪調査官等を対象にした「OECD租税・金融犯罪調査アカデミー」(以下「アカデミー」といいます。)が世界各地で開講され(平成25(2013)年にイタリア、平成29(2017)年にケニア、平成30(2018)年にアルゼンチンで開講。)、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が行われています。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするアカデミーを令和元(2019)年5月に税務大学校和光校舎で開講しました。国税庁は、OECDと協力してアカデミーの研修を定期的に行い、開発途上国職員の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献しています。



OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟37か国及び非加盟16の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成31(2019)年3月には、チリ(サンティアゴ)で第12回会合が開催され、税務コンプライアンス向上のための取組等について意見交換が行われました。令和2(2020)年の末頃に第13回会合がオランダで開催される予定です。

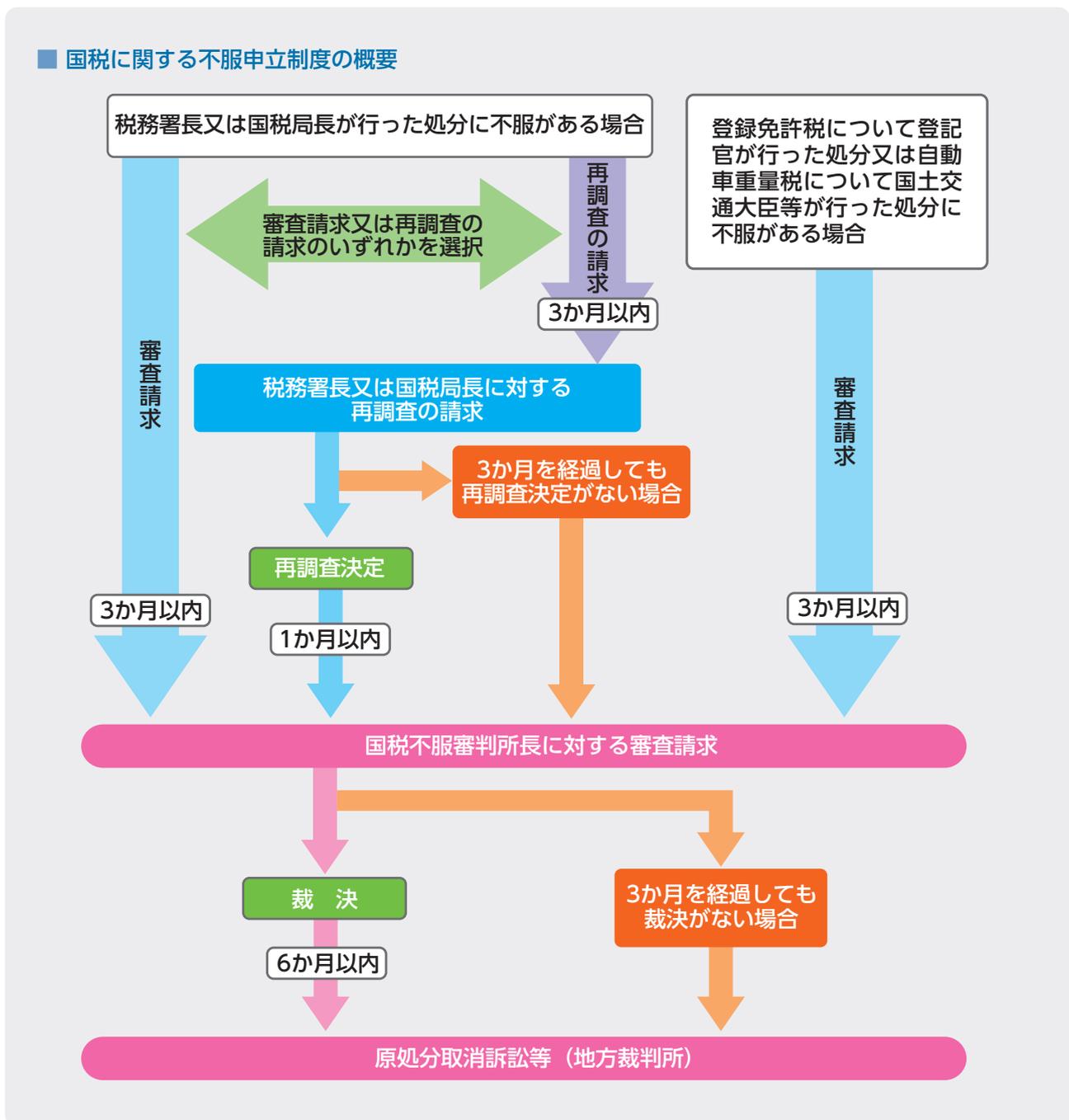
ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。令和元(2019)年10月には、インドネシアで第49回会合が開催され、デジタル・エコノミーに対する課税への取組や税務行政に関する近年の動向等について意見交換が行われました。

～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。



(1) 再調査の請求

～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分なお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長などから提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応し、税務行政に生かしていくことが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ確な対応に努めています。また、平成13(2001)年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和元(2019)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は91.1%となっています。
 なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,513件(課税関係1,389件、徴収関係124件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は12.4%です。

ロ 審査請求

- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和元(2019)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は98.0%となっています。
 なお、同年度における審査請求処理件数は2,846件(課税関係2,736件、徴収関係110件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより請求の全部又は一部が認められた割合は13.2%です。

ハ 訴訟

訴訟については、令和元(2019)年度における終結件数は216件(課税関係178件、徴収関係37件、審判所関係1件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は9.7%となっています。

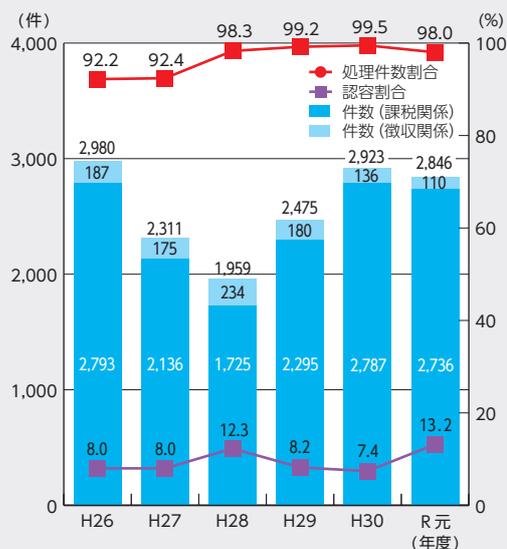
※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<https://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



※ 1 計数は、令和2(2020)年4月末の速報値です。
 ※ 2 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。
 ※ 3 平成27(2015)年度以前については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 1 計数は、令和2(2020)年4月末の速報値です。
 ※ 2 平成29(2017)年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。

コラム

8

国税不服審判所設立50周年～半世紀 変わらぬ使命 これからも～

国税不服審判所は、昭和45(1970)年5月に、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う国税庁の附属機関(現在は特別の機関)として設立され、令和2(2020)年5月に50周年を迎えました。

「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する」という行政不服審査法の趣旨を踏まえ、国税不服審判所は、「税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資する」ことを使命としています。

このため、設立当初より一貫して、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の3点を事務運営の基本方針に掲げ、国税不服審判所設立以来、約27万件の審査請求事件を処理してきました。

国税不服審判所の裁決は、原則として非公開ですが、先例となるような裁決事例については、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、参考判例などを付記するなどして国税不服審判所ホームページに掲載・公表しています。

さらに、審理の中立性・公正性を向上させる観点から、事件を担当する国税審判官の半数程度を、弁護士や税理士、公認会計士などの民間専門家から特定任期付職員として登用しています。国税不服審判所では、このような多様な人的構成の組織であることを最大限生かし、幅広い視点、多角的な観点から議論を尽くすなど、充実した審理を行っています。

国税不服審判所は、国民からの更なる信頼と評価が得られるよう、ICTの利活用などにより事務を効率化し、合議の充実、裁決の質的向上を図るなど、一層、納税者利便の向上や適正かつ迅速な裁決の実現に向けて努力と工夫を積み重ねていきます。

これまでの取組状況や設立50周年記念行事・特集記事などについて、国税不服審判所ホームページ(<https://www.kfs.go.jp>)に掲載していますので、ご覧ください。

■ 国税不服審判所50年の歩み

年月	出来事	年月	出来事
昭45.3 5	国税通則法の一部を改正する法律の公布 国税不服審判所設立	平14.4	国税不服審判所ホームページに公表裁決事例、 裁決要旨検索システムを掲載
昭46.5	「裁決事例集」創刊	平16.9	審査請求のe-Tax利用が開始
昭47.5	国税不服審判所沖縄事務所が開設	平19.7	国税審判官(特定任期付職員)の登用開始
昭54.3	「裁決事例要旨集」創刊	平23.4	審判の透明性確保のための施策の導入
昭59.7	国家行政組織法等の改正により、国税庁の 「附属機関」から「特別の機関」となる	平25.7	国税審判官(特定任期付職員)が50名となる
平3.4	消費税に係る審査請求事件が発生	平26.4	国税通則法第99条(国税庁長官の法令の解釈 と異なる解釈等による裁決)の改正が施行
平11.10	国税不服審判所ホームページ開設	平28.4	不服申立てに係る国税通則法の改正が施行

～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。

酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地方創生やクールジャパンとして新たな価値を創出しており、その発展は地域経済や日本経済の活性化等に寄与するものです。

こうした観点から、国税庁においては、酒類業の事業所管官庁として、個々の酒類業者や業界団体等のニーズや課題等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

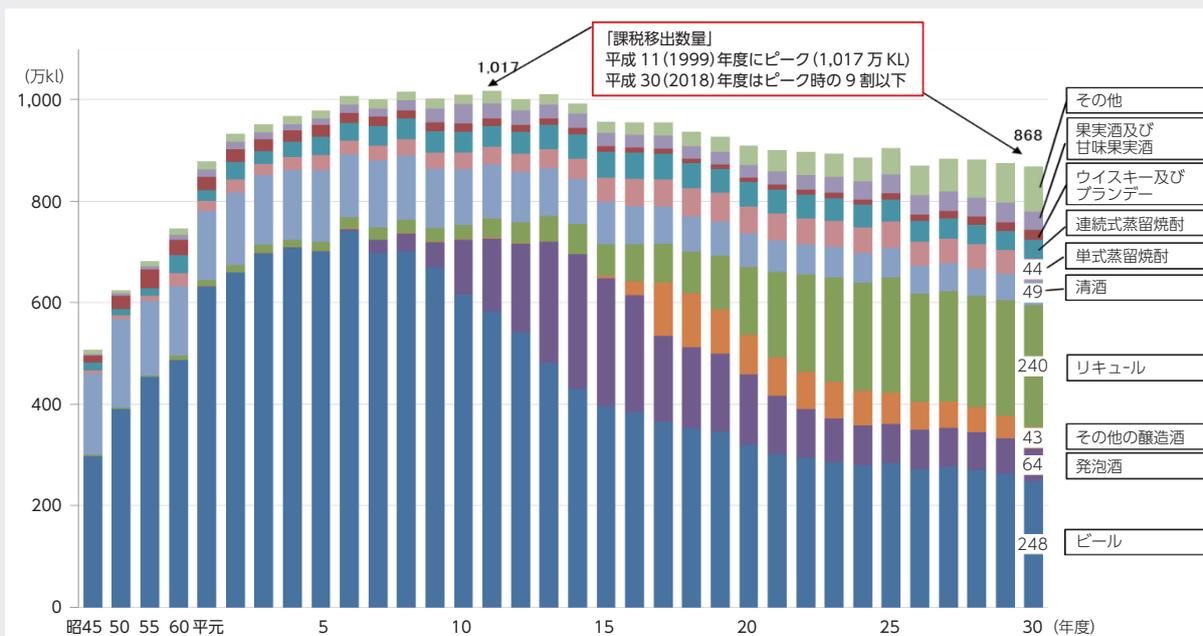
一方、酒類は致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であることから、社会的要請に応えるための取組にも適切に対応しています。

1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税移出数量（国内出荷数量）は平成 11（1999）年度の 1,017 万KL をピークとして減少してきています。各酒類の課税移出数量の構成比率の推移を見ると、近年、その構成が大きく変化しており、特にビールの課税移出数量が大きく減少しています。これは、ビールからチューハイやビールに類似した低価格の酒類（いわゆる「新ジャンル飲料」）に消費が移行していることが一因と考えられます。他方、近年、クラフトビール（いわゆる「地ビール」）の人気の高まっています。

■ 課税移出数量の推移



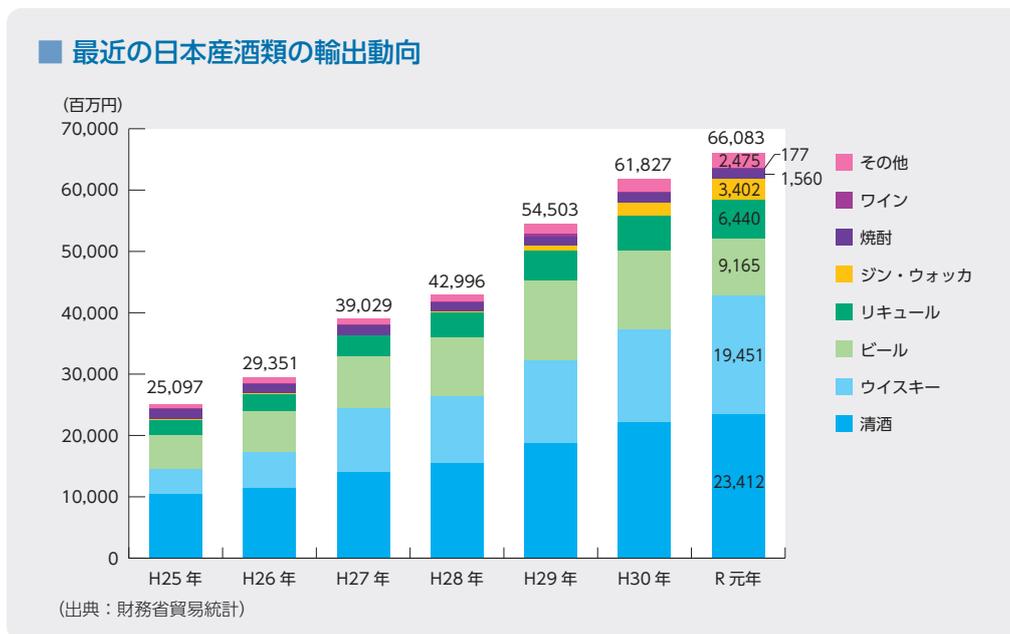
(出典：国税庁統計年報)

酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化、高付加価値化、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップ(新規事業の立ち上げ)、更には海外からの参入の動きも見られます。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

海外に目を向けると、日本産酒類は、近年、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっています。また、世界の食市場は今後も拡大が見込まれます。

このような中、日本産酒類の輸出金額は、令和元(2019)年は約661億円(対前年6.9%増)となり、8年連続で過去最高を記録しました。



2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組んでいきます。また、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題については、行政として適切に対応を図ります。更に、中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造業者の技術力の強化を支援していきます。

(1) 海外需要の開拓

イ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

EPA等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示(GI: Geographical Indication)の保護等を求めています。

平成31(2019)年2月に発効した日EU・EPA¹では、EUに対する日本産酒類の輸出について、①全ての酒類の関税即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の緩和、③単式蒸留焼酎の容量規制の緩和、④

¹ 日本と欧州連合(EU)との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)」であり、物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全23章からなる包括的な協定です。

EU域内における酒類の地理的表示の保護を実現しました。

また、令和2(2020)年1月に発効した日米貿易協定では、米国は、①ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進めること、②米国での日本産酒類の10の地理的表示の保護に向けた検討手続を進めること、③米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化、④米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビューを行うことについて約束しました。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制¹については、引き続き科学的根拠に基づき、撤廃を求めています。

ロ 輸出手続の迅速化・簡素化

日本から輸出する酒類の通関に際して国税当局が発行する証明書の提出を求める国がある場合には、迅速な発行に努めています。

令和元(2019)年9月には、輸出証明書の発行手続の迅速化の観点から、各種証明書の申請から発行までの事務手続の見直しを行いました。

また、令和2(2020)年4月には、酒税における輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書について、税務署長への提出が不要とされ、当該手続が簡素化されました。

ハ 販路開拓支援

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、海外の酒類見本市への出展支援やバイヤー招へい等に取り組んでいます。



Imbibe Live商談会

ニ 国際的プロモーション

日本産酒類の輸出促進のため、国際的イベント等におけるプロモーション、海外の酒類専門家の酒蔵等への招へい等により、日本産酒類に対する国際的な認知度や理解の向上に取り組んでいます。



SALON DU SAKE 2019でのPR

酒類専門家へのレクチャー

ホ 酒蔵ツーリズムの推進

酒類製造者が自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者に販売した場合に消費税に加えて酒税が免税となる「酒蔵ツーリズム免税制度」が平成29(2017)年10月から施行されました。令和元(2019)年10月現在で151の酒類の製造場が免税販売の許可を取得しており、引き続き活用促進に努めます。

令和2(2020)年度には、新規施策として、事業者によるモデル事例の構築を支援することとしています。

¹ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された酒類に対する輸入規制に対しては、関係省庁、独立行政法人酒類総合研究所等と連携して、規制の解除・緩和に向けた動きかけを行っています。その結果、これまでに、EU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦(ドバイ・アブダビ)、ブルネイ及びシンガポールにおいて、酒類に対する輸入規制が解除・緩和されています(令和2(2020)年1月末現在)。

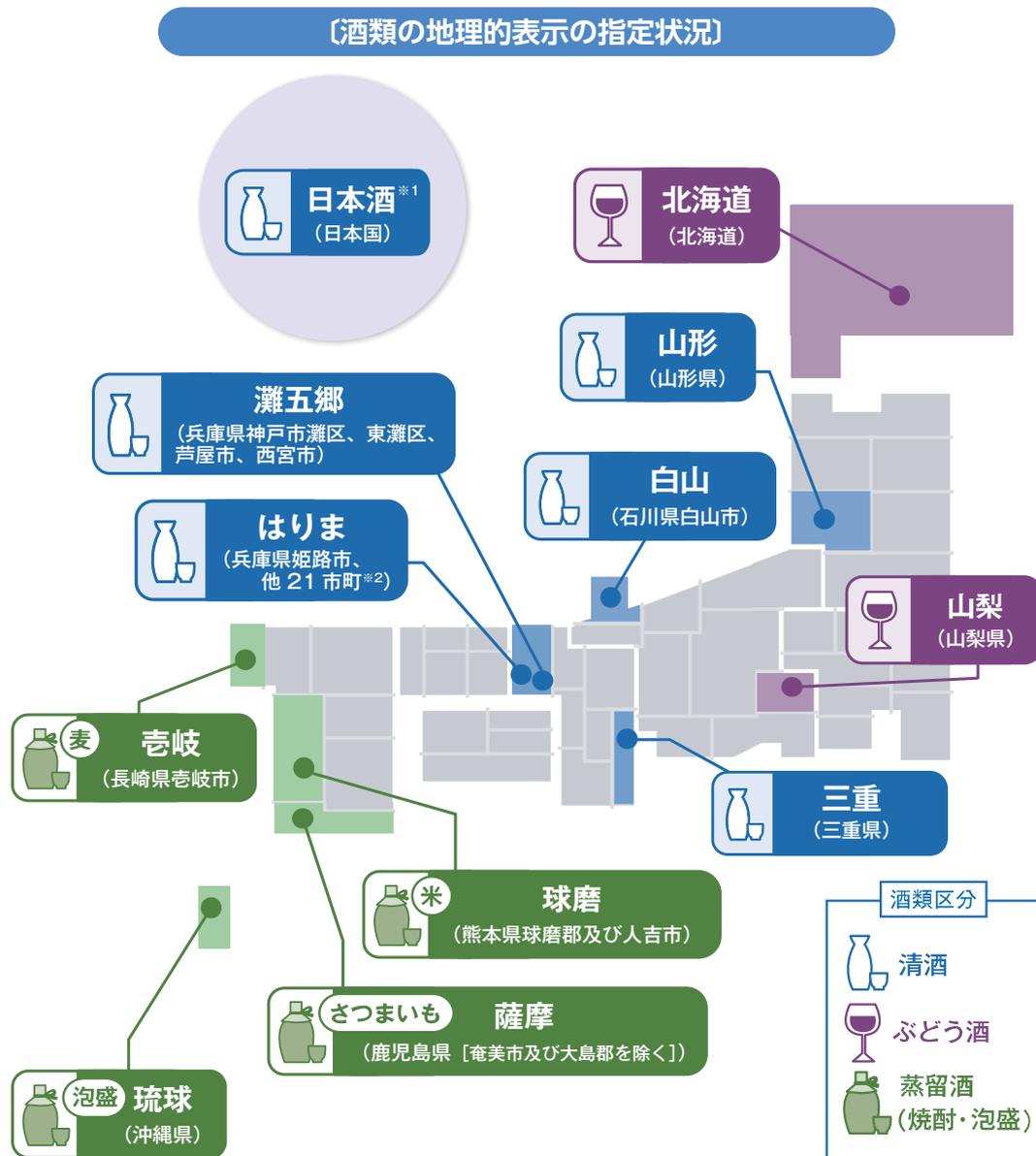
(2) ブランド化の推進

イ 地理的表示 (GI) の普及拡大

地理的表示 (GI) 制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性 (品質、社会的評価等) が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名 (地域ブランド名) を独占的に名乗ることができる制度です。

国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでおり、地理的表示の指定に向けた相談等に対しては、説明会・セミナーの実施、パンフレット等広報媒体の作成等による支援を行っています。

令和 2 (2020) 年 6 月末までに 12 の地理的表示を指定するとともに、消費者等の認知度の向上に向けたシンポジウム等を開催しています。



※1 原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を名乗ることができます。

※2 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

※3 カッコ内は産地の範囲を記載しています。また、地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

ロ ワインの表示ルールの定着のための取組

従来、国内では、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいという問題がありました。

こうした状況から、国税庁において、日本ワインの定義などを定めた「果実酒等の製法品質表示基準」(ワインの表示ルール)を策定し、平成30(2018)年10月から施行されています。

(参考 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/kajitsushu/index.htm>)

また、日本ワインの消費者向けシンポジウムや業界団体や研究機関を集めた情報交換会なども開催しています。

こうした表示ルールの定着により、日本ワインのブランド価値の向上を図ります。

ハ 日本酒の輸出用裏ラベルの作成・周知

令和元(2019)年8月には、JFOODO(日本食品海外プロモーションセンター)と共同で、日本酒の裏ラベルについて、海外の消費者が日本酒を理解しやすく、相互に比較しながら選択しやすいよう、輸出用の「標準的裏ラベル」と「表記ガイド」を作成し、日本酒の輸出拡大に向けて、事業者や業界団体に周知を行っています。

ニ 日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会の開催

日本酒業界全体での輸出拡大やブランディングを推進するため、令和元(2019)年9月から、日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会を開催し、委員に加え、関係省庁・機関や有識者を交え、現状の課題や今後の取組等について多面的な議論を行っています。

ホ 海外向けブランド化のモデル事例構築支援

令和2(2020)年度には、新規施策として、事業者による海外向けブランド化の取組(戦略構築、新商品開発、販路開拓等)のモデル事例の構築を支援することとしています。

コラム



日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会 中間とりまとめ

日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会において、令和元(2019)年12月には、同年9月から12月までの議論の概要と、これを踏まえた政府の施策について整理し、中間とりまとめとして公表しました。

とりまとめた政府の施策の実施等に向けて、令和2(2020)年度には大幅に予算を増額し、輸出促進室を設置するなど、輸出促進の取組を抜本的に拡充することとしています。

日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会 中間とりまとめ(ポイント)

- 日本酒の輸出のポテンシャルは大きい
- 文化的な観点からも積極的に価値づけを行い、ブランド力を高める
- 商品の高付加価値化とそれに見合った価格設定、そのためのブランド戦略が重要
- 主役である事業者の取組の一層の積極化を期待するとともに、政府は事業者の自主的で意欲的な取組を支援

1. 議論の概要

認知度の向上、販路開拓、ブランド化を一体的に進める必要

- (1) 認知度の向上
- (2) 販路開拓の推進
- (3) 適切な品質管理の確保
- (4) 分かりやすい情報発信
- (5) インバウンドの活用
- (6) ペアリング(うま味)の訴求
- (7) 訪日外国人向けテイスティングの結果
- (8) 商品のブランド化
- (9) 地理的表示(GI)の活用等
- (10) 価格の多様化

【ブランド化に関する主な意見】

- 「良いものをより安く」から「良いものをより高く」という方向にすべき
- 高価格化には裏付けとなるストーリーが重要
- 原材料や技術等のファクトではなく、価値の提案が重要
- ワインの市場・文化を意識した取組(ペアリング、テロワール、原産地呼称等)も有効
- スパークリングや熟成(ビンテージ)は新たな価値を創造。海外向けに可能性も大きい
- ラグジュアリー市場は拡大傾向。富裕層ビジネスの観点も重要
- 原材料コストや精米歩合等の原価計算による販売価格は適正か
- オークションにより高価格化を狙う取組は興味深い
- 多様性も重要。一般的な商品から高級ブランドまで全面的に進めるべき

2. 政府の施策

国税庁は、関係省庁・機関、業界団体とも連携し、以下の施策等に取り組む
引き続き、国際交渉により、輸出先の関税や輸入規制の撤廃に取り組む

- (1) 認知度の向上と分かりやすい情報発信
- (2) 販路開拓の推進
- (3) 適切な品質管理の確保
- (4) ブランディングの推進
- (5) 表示ルールの在り方

【主な施策】

- 各国市場調査(嗜好、価格、規制、品質管理、小口配送等)
- 「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」(商社等と酒蔵等とのマッチングや販路開拓等を支援)の構築
- 酒蔵ツーリズムについて、モデル事例の構築支援や「Your Japan 2020」キャンペーンの実施
- 事業者の海外向けブランド化の取組(戦略構築、新商品開発、販路開拓等)のモデル事例の構築支援
- 原料産地に着目した地理的表示(GI)の指定も進める
- ユネスコ無形文化遺産への登録や杜氏の人間国宝への認定等について検討
- テロワールや熟成の品質に与える影響、品質劣化の防止に関する調査研究
- 表示ルールの在り方についての議論を開始

(3) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類製造者への指導や相談対応、鑑評会や研究会などの開催、酒造組合などの講習会や審査会などへの職員派遣などを通じ、酒類総合研究所の研究成果をはじめ、先端技術などの普及を推進しています。

ロ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善などに関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供などにより安全性を確認しています。

また、平成30(2018)年6月の食品衛生法改正により、HACCP¹に沿った衛生管理が義務化されたことから、これら制度の変更について酒類製造者への周知を図るとともに、酒類総合研究所とも協力し、酒類業団体による手引書²作成を支援しています。

ハ 酒類総合研究所の取組

鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、酒類総合研究所に依頼し、実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

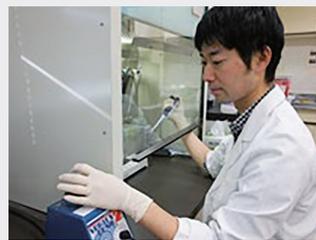
酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために、国税庁からの依頼を受けた研究・調査のほか、主に以下のような取組を行っています。

- ・ 先端技術などの研究開発
- ・ 醸造講習実施による醸造技術者の育成
- ・ 酒造組合などの講習会や審査会などへの講師・審査員の派遣

また、近年では、酒類の輸出促進に貢献するため、長期輸送・保管しても劣化しにくい清酒製造につながる新酵母の開発など、日本産酒類のブランド価値向上のための研究開発を拡充し、実施しています。

(右図：長期輸送・保管下でも劣化しにくい新酵母の開発の様子)

詳しくは、酒類総合研究所ホームページ (<https://www.nrib.go.jp>) をご覧ください。



1 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握(Hazard Analysis)した上で、それらの危害要因を除去又は低減させるため特に重要な工程(Critical Control Point)を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理法です。国際食品規格(コーデックス)委員会(国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関)がガイドラインを制定しています。

2 小規模事業者の負担に配慮し、食品等事業者団体が手引書を策定するよう、厚生労働省が定めています。酒類製造業においては、日本酒造組合中央会等8団体が共同で策定しました。手引書につきましては、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html) をご覧ください。

(4) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しているほか、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を行っています。

また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策(相談窓口、補助金、税制、融資等)について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(5) 沖縄振興

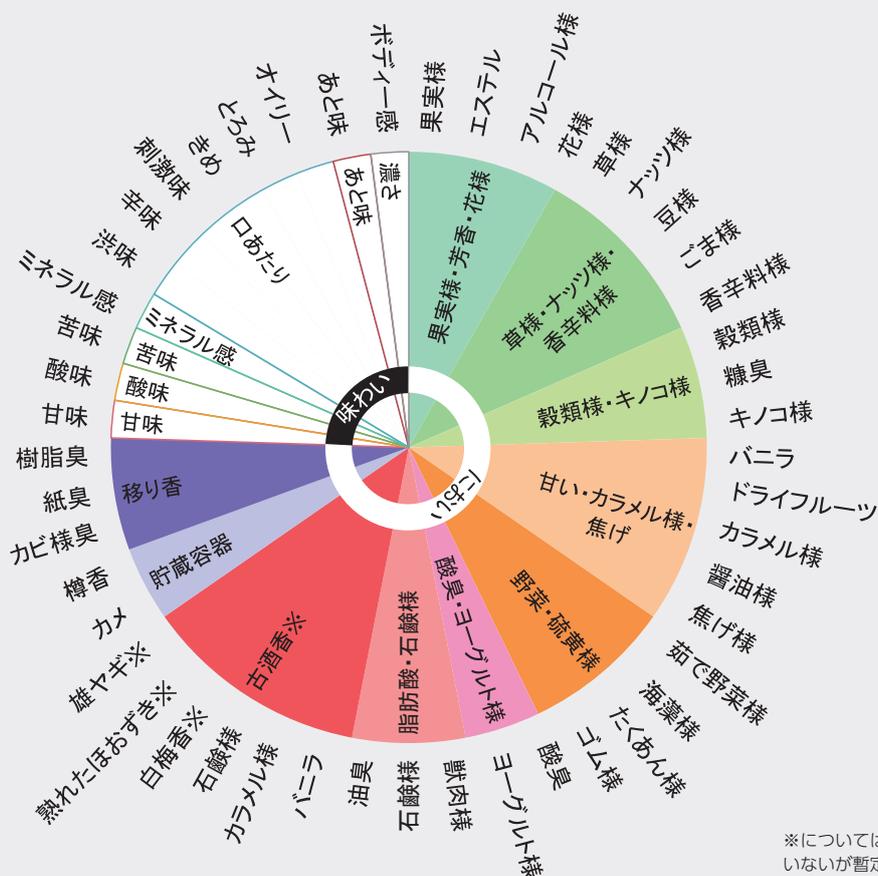
「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」を踏まえ、内閣府等の関係省庁等と連携し、沖縄県産酒類の振興に取り組んでいます。

海外のプロモーション・イベントにおける泡盛の情報発信、海外の酒類見本市への泡盛事業者の出展支援を行っているほか、関係省庁の取組には、醸造技術の専門家として沖縄国税事務所の鑑定官が協力しています。

また、泡盛の品質・技術の向上のため、フレーバーホイール¹を活用した泡盛鑑評会を開催しています。

泡盛の輸出促進に向け、関係省庁等と連携しつつ、国際的な情報発信等に一層取り組んでいくこととしています。

■ 泡盛のフレーバーホイール



※については、共通認識が確立していないが暫定的に掲載

1 沖縄国税事務所では、平成29(2017)年4月26日、泡盛に関する科学的知見を踏まえ、泡盛から感じることのできる香りや味わいなどの表現について整理し、似た香り・似た味わいのものを近くに配置して円状に配列したフレーバーホイールを作成しました。詳しくは https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/sake/flavor_wheel.htm をご覧ください。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18(2006)年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」や、平成29(2017)年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。この調査において、基準に則していない取引等が認められた場合には、基準に基づく指示等を行っています。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、毎年、調査の結果概要とともに、指示事例や改善を指導した事例を公表しています。

引き続き、基準等の周知徹底、深度ある取引状況等実態調査の実施に努め、問題ある酒類業者には厳正に対処していきます。

(7) 社会的要請への対応

イ 資源リサイクル等の推進

食品品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行うとともに、毎年10月を「3R¹推進月間」と定め、関係省庁と連携した啓発活動を行っています。

また、平成28(2016)年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、国税審議会酒類分科会において、ビール業界が取り組むCO₂削減目標(低炭素社会実行計画)について、評価・検証を実施しています。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

また、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(告示)」の制定や酒類販売管理研修等を通じて、酒類の適正な販売管理を確保するよう酒類業者等へ指導するとともに、関係省庁と連名で酒類販売時の年齢確認の徹底を要請する文書を酒類販売業者等に発出し、指導しています。

ハ アルコール健康障害対策

「アルコール健康障害対策基本法」に基づき「不適切な飲酒の誘引の防止」等を盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」が平成28(2016)年5月に閣議決定され、関係省庁・団体等と連携し、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

また、現在、第2期基本計画(令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月)の策定に向けた議論が進められており、引き続き、酒類業界等と一体となって、20歳未満の者や妊産婦など飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止やアルコール健康障害の発生防止等の取組を推進していきます。

¹ Reduce(リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再利用)の頭文字のRのことで。

～ 酒類行政の基本的方向性 ～

1. 国税庁の任務

①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の国内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める

- 近年、国内ではRTDのほか、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本酒、ウイスキーをはじめ、日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化・高付加価値化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

(1) 商品の差別化・高付加価値化

- ・ 消費者にとって分かりやすい価値訴求
- ・ 高付加価値に見合った価格設定
- ・ ブランド化（個社、地域、JAPAN）
- ・ 農商工連携、異業種連携
- ・ 従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開・訴求

(2) 海外需要の開拓（インバウンド含む）

- ・ 国際的な認知度や理解の向上
- ・ 非日本食市場への展開
- ・ 現地輸入・流通業者等の開拓
- ・ 海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案
- ・ 富裕層向け
- ・ 酒蔵ツーリズム

(3) 技術の活用と人材等の確保

- ・ 伝統技術の継承・発展
- ・ デジタルツールの活用
- ・ 事業承継
- ・ 働き方改革
- ・ 女性の一層の活躍
- ・ 原料の確保

(4) 公正取引の確保

- ・ 「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保
- ・ 適正な販売管理の確保

(5) 社会的要請への対応

- ・ 環境負荷の低減
- ・ アルコール健康障害対策

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組む

(1) 適切な法執行

- 免許
- 酒類業組合の監督
- 公正取引の確保
 - ・ 深度ある取引状況等実態調査の実施
 - ・ 問題ある事業者には厳正に対処
- 適正な表示の確保
- 品質・安全性の確保
- 資源リサイクル等の推進
- 20歳未満の者の飲酒防止対策
- アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- 中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主な具体的取組

海外需要の開拓

- 国際交渉（関税、輸入規制の撤廃等）
- 輸出手続の迅速化・簡素化
- 販路開拓支援
- 国際的プロモーション
- 酒蔵ツーリズムの推進

ブランド化の推進

- 地理的表示の普及拡大
- ワインの表示ルールの定着
- 日本酒のブランド戦略検討会
- モデル事例の構築支援

技術支援

- 先端技術等の普及の推進
 - ・ 事業者の指導、相談対応
 - ・ 鑑評会や研究会等の開催
- 放射性物質に関する安全性の確認
- HACCPの義務化への対応を支援
- 酒類総合研究所の取組
 - ・ 先端技術等の研究開発
 - ・ 醸造技術者の育成
 - ・ 講師・審査員の派遣
 - ・ 輸出促進への貢献

中小企業対策

- 業界団体の取組（近代化事業等）を支援
- 政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進

国税庁の取組についての詳細は、国税庁ホームページの「酒のしおり」(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/01.htm>)をご覧ください。

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るといった公共的な使命を負っています。

令和2（2020）年3月末現在で、全国で78,795人の税理士が登録を受け、また、4,197の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士の信用又は品位を害する行為の禁止など、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、下記(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかにすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関して計算等した事項や相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、税務署等の担当者は、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(2) e-Taxの利用促進

～ 申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調 ～

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が極めて大きいことから、国税庁では、日本税理士会連合会と定期的にe-Taxに関する意見交換を行い、ユーザー目線の改善意見を聴取するほか、国税庁からe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うなど、申告手続等の電子化の実現に向け、税理士会等と連携・協調を図っています。

また、e-Taxを利用することのメリットを税理士等が十分理解し、e-Taxをより一層利用していくことが社会全体のコスト削減に寄与することを踏まえ、日本税理士会連合会が進める全税理士による電子申告の利用に向けた税理士会等の取組に対して、国税庁として積極的に協力していきます。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

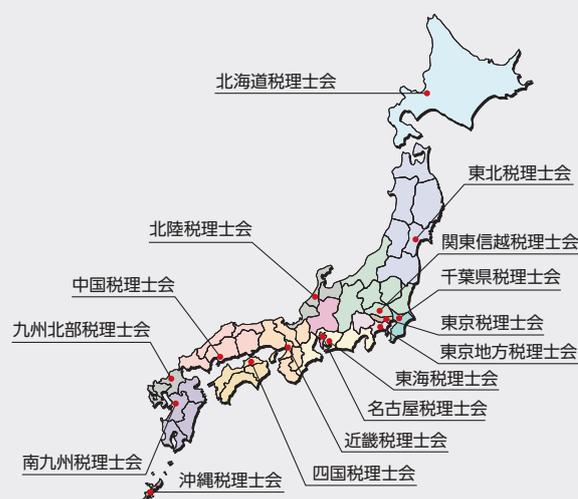
(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
件数	41	39	38	51	43

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ(<https://www.nichizeiren.or.jp>)をご覧ください。



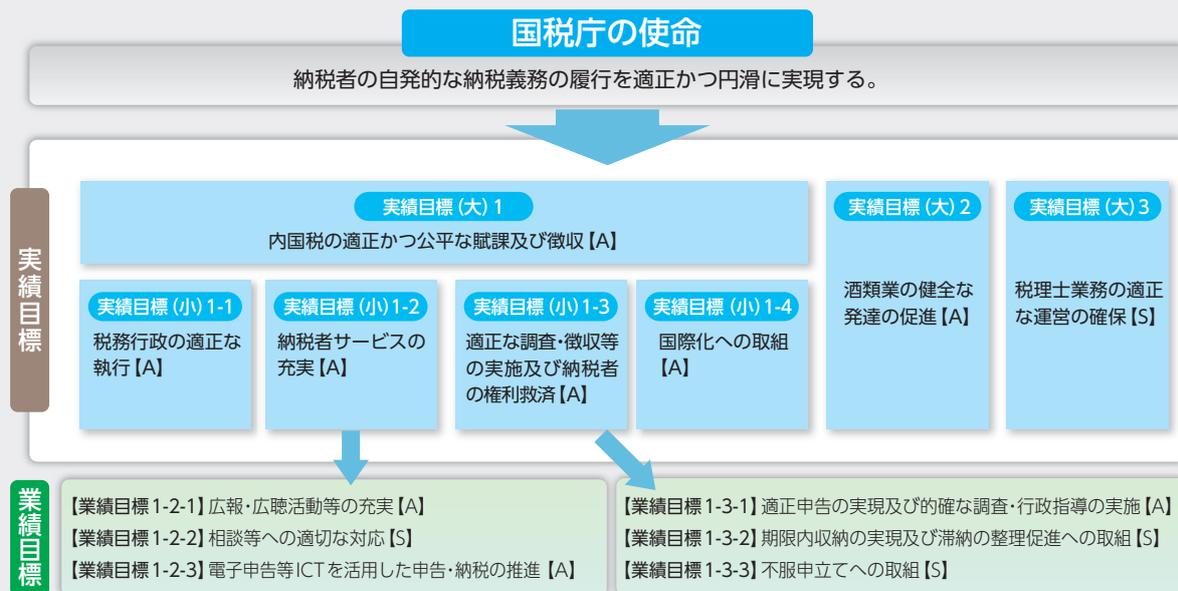
～ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ～

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」(政策評価)を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民各層・納税者の方々への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることです。財務大臣が毎年「実績評価実施計画」及び「実績評価書」を作成・公表しています。

～ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)とし、実績目標(大)1についてはその細目として4つの実績目標(小)と6つの業績目標(以下「実績目標等」といいます。)を設定しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図 (平成30(2018)事務年度)



※ 各目標の達成度は、次の5段階の評語により評価をしています。

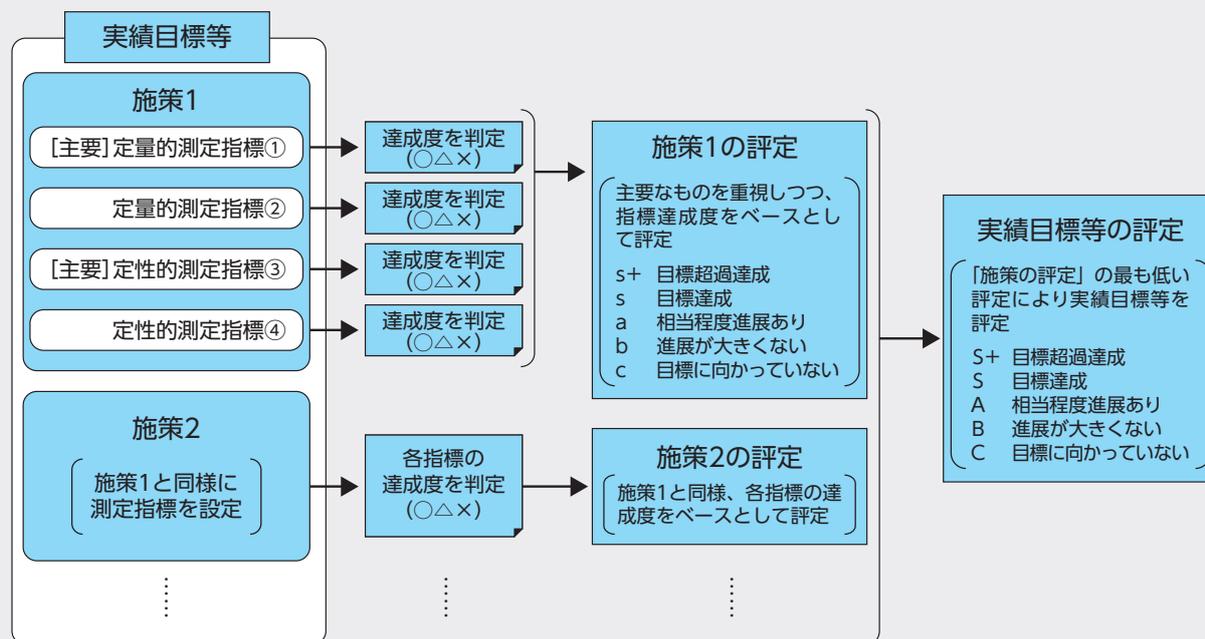
【S+】: 目標超過達成 【S】: 目標達成 【A】: 相当程度進展あり 【B】: 進展が大きくない 【C】: 目標に向かっていない

～ 実績目標等の評価方法・評価結果 ～

実績目標等には、原則として、その目標を達成するための手段を「施策」として設定し、施策ごとに測定指標を設定しています。施策の評定は測定指標の達成度の判定を中心として行っていますが、施策の内容に応じて、定量的な測定指標(37)と定性的な測定指標(33)を組み合わせ、適切な評定に努めています。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る施策の評定を総合して行います。

なお、平成30(2018)事務年度の評価結果は、「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図に示した評定のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

■ 実績目標等の評価方法



※ 測定指標については、一つ以上の指標を「主要なもの」に指定することとされていますので、「主要」と表示しています。

■ アンケート調査による主な測定指標（平成30(2018)年度）

実績目標(小) 1-2 「納税者サービスの充実」については、納税者の満足度をアンケート調査により把握しています。

項目	上位評価割合
国税の広報に関する評価	79.9%
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95.5%
税務署における面接相談の満足度	90.9%
職員の応接態度の好感度	90.4%
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	86.4%

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、意見をいただいています。

平成30(2018)事務年度の実績の評価については、「自らを律する姿勢で、厳しく評価していることを評価したい。」「立ち位置や成果の把握は数字で出すことが大事であり、今後も、数値目標化に努めていただきたい。」「評価の向上に安心するのではなく、さらに良くしていくための不断の努力を続けていただきたい。」などの意見をいただきました。

※ 詳細は、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(<https://www.nta.go.jp/about/evaluation/01.htm>)をご覧ください。

※どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。
「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。
また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。
表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していない場合があります。

租税収入・予算

【平成30(2018)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額	
		(総計に占める割合)	
	百万円	百万円	百万円
源泉所得税	16,180,000	16,564,998	(26.6)
申告所得税	3,295,000	3,335,580	(5.3)
法人税	12,296,000	12,318,027	(19.7)
相続税	2,240,000	2,333,324	(3.7)
消費税	17,823,000	17,680,881	(28.3)
酒税	1,311,000	1,275,127	(2.0)
たばこ税	874,000	861,294	(1.4)
揮発油税	2,330,000	2,347,842	(3.8)
石油ガス税	8,000	7,595	(0.0)
航空機燃料税	52,000	52,661	(0.1)
石油石炭税	709,000	701,350	(1.1)
電源開発促進税	323,000	322,045	(0.5)
自動車重量税	395,000	394,444	(0.6)
国際観光旅客税	6,000	6,888	(0.0)
関税	1,022,000	1,071,123	(1.7)
とん税	10,000	10,258	(0.0)
その他 ※	—	41	(0.0)
印紙収入	1,054,000	1,072,909	(1.7)
小計	59,928,000	60,356,385	(96.8)
地方法人税	663,600	680,634	(1.1)
地方揮発油税	249,300	251,209	(0.4)
石油ガス税(譲与分)	8,000	7,595	(0.0)
航空機燃料税(譲与分)	14,900	15,046	(0.0)
自動車重量税(譲与分)	271,100	270,723	(0.4)
特別とん税	12,500	12,818	(0.0)
地方法人特別税	2,114,300	2,087,894	(3.3)
たばこ特別税	128,800	124,812	(0.2)
復興特別所得税	409,800	415,420	(0.7)
その他	—	1,589	(0.0)
総計	63,800,300	64,224,124	

※「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【令和2(2020)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
	百万円
情報化経費	49,189
納税者利便向上経費 ^{※1}	11,742
国際化対策経費	1,070
庁・局署一般経費等 ^{※2}	60,725
職場環境整備・安全対策経費 ^{※3}	7,436
税制改正関係経費	18,890
税務大学校経費	2,099
国税不服審判所経費	172
酒類総合研究所経費	948
共通番号制度関係経費	3,665
日本産酒類輸出促進経費	1,306
小計	157,242
人件費	562,138
国税庁関係予算合計	719,379

※1「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2「庁・局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(令和元(2019)年分)

総人口	万人	12,616
就業者数		6,724
確定申告者数		2,204
還付申告		1,303
納税申告		630
所得者別内訳		
事業所得者		167
所得者		463
不動産所得者		109
給与所得者		251
雑所得者		71
上記以外		33

【相続税の課税状況】

(平成30(2018)年分)

死亡者の数	1,362,470人
課税対象となった被相続人の数	116,341人
納税者数(相続人の数)	300,241人
課税価格	162,640億円
税額	21,104億円

【贈与税の課税状況】

(平成30(2018)年分)

課税人員	415,595人
取得財産価額	20,384億円
税額	2,397億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成30(2018)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
給与所得	千件 3,532	億円 112,298
退職所得	—	2,360
利子所得等	35	3,449
配当所得	147	50,460
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	12	3,732
報酬料金等所得	2,847	11,983
非居住者等所得	36	7,154
合計	—	191,437

※1 源泉徴収義務者数は、令和元(2019)年6月末現在の計数です。

※2 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成30(2018)事務年度)

法人数	3,132千法人
申告件数	2,929千件
申告割合	91.4%
黒字申告割合	34.7%
申告所得金額	733,865億円
申告欠損金額	130,541億円
申告税額	127,922億円

※ 法人数は、令和元(2019)年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(平成30(2018)年度)

区分	納付	還付
申告件数	個人	1,117千件
	法人	1,872千件
	合計	2,989千件
税額	164,902億円	43,845億円

【酒類の生産状況・課税状況】

(平成30(2018)年度)

区分	生産量	課税額
清酒	千kl 406	百万円 55,721
合成清酒	27	2,632
連続式蒸留焼酎	344	78,222
単式蒸留焼酎	448	104,116
みりん	87	1,976
ビール	2,544	537,163
果実酒	95	9,324
甘味果実酒	46	676
ウイスキー	140	49,024
ブランデー	44	1,459
発泡酒	422	85,991
原料用アルコール・スピリッツ	772	62,204
リキュール	2,270	184,594
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	411	34,074
合計	7,978	1,207,177

調査状況

【申告所得税の実地調査状況】

(平成30(2018)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 74	千件 61	億円 6,024	万円 819	億円 961	万円 131

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成30(2018)事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件 116	千件 36	億円 370

※ 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(平成30(2018)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴 税額
			1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件 99	千件 74	億円 13,813	万円 1,397	億円 1,943
調査課 所管法人	2	2	8,553	35,315	804

【消費税の実地調査状況】

(平成30(2018)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件 38	千件 32	億円 299	万円 78
法人	95	56	800	84

【相続税の実地調査状況】

(平成30(2018)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 12	千件 11	億円 3,538	万円 2,838	億円 708	万円 568

【法定資料収集枚数】

(平成30(2018)事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 21,976
利子等の支払調書	8,695
配当等の支払調書	62,421
その他	249,774
合計	342,866

国際課税

【海外取引の把握状況】

(平成30(2018)事務年度)

海外取引法人等調査件数	15,650件
海外取引等に係る申告漏れ件数	4,367件
うち海外不正計算のあった件数	646件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	6,968億円
うち海外不正所得金額	227億円

【移転価格課税の状況】

(平成30(2018)事務年度)

申告漏れ件数	257件
申告漏れ所得金額	365億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成30(2018)事務年度)

申出件数	141件
処理件数	118件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(平成30(2018)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
	億円	億円	億円	億円
所得税	3,848	1,581	1,797	3,631
うち源泉所得税	1,305	324	453	1,176
うち申告所得税	2,543	1,256	1,344	2,455
法人税	913	697	692	918
相続税	708	308	388	629
消費税	外 777	外 948	外 975	外 750
3,028	3,521	3,644	2,904	
その他税目	34	35	34	36
合計	外 777 8,531	外 948 6,143	外 975 6,555	外 750 8,118

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

査察

【査察調査の状況】

(令和元(2019)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			億円	1件当たり 百万円	億円	1件当たり 百万円
150	165	116	120	73	93	80

【告発事件の税目別状況】

(令和元(2019)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		百万円	1件当たり 百万円
所得税	17	1,607	95
法人税	64	5,636	88
相続税	0	0	0
消費税	32	1,975	62
源泉所得税	3	58	19
合計	116	9,276	80

権利救済

【再調査の請求の状況】

(平成30(2018)年度)

区分	再調査請求 申立件数	新規申立件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	2,520	1,949	2,046	263	26	237	% 12.9
徴収関係	121	94	104	1	1	0	1.0
合計	2,641	2,043	2,150	264	27	237	12.3

※1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※2 件数には、「異議申立て」の件数が含まれます。

【審査請求の状況】

(平成30(2018)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	5,325	2,951	2,787	213	77	136	% 7.6
徴収関係	193	153	136	3	0	3	2.2
合計	5,518	3,104	2,923	216	77	139	7.4

【訴訟事件の状況】

(平成30(2018)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数①	終結件数②	敗訴件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	322	95	140	6	3	3	% 4.3
徴収関係	57	16	36	—	—	—	—
審判所関係	1	—	1	—	—	—	—
合計	380	111	177	6	3	3	3.4

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務相談

【相談の多い項目上位5位】

(電話相談センター)

(令和元(2019)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	千件 547
2	所得税	年末調整	263
3	所得税	住宅借入金等特別控除	254
4	所得税	医療費控除	246
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	153

(タックスアンサー)

(令和元(2019)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	千件 2,877
2	所得税	所得税の税率	2,157
3	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)	1,406
4	所得税	給与所得控除	1,348
5	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書から第4号文書まで	1,231

【電話相談センターの税目別相談件数】

(令和元(2019)年度)

税目	件数
所得税	千件 2,604
法人税	191
資産税	927
消費税等	404
その他	983
合計	5,109

国税庁レポート 2020

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2020年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



詳しい情報は e-Tax ホームページへ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。